

第 1 号

3月9日 (水)

平成28年第1回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
追加日程第 1 発議第1号 氷川町議会議長永田義昭の不信任決議案について
日程第 5 一般質問

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 河 口 涼 一 | 2番 清 田 一 敏 |
| 3番 長 尾 憲二郎 | 4番 上 田 俊 孝 |
| 5番 江 寄 悟 | 6番 三 浦 賢 治 |
| 7番 松 田 達 之 | 8番 片 山 裕 治 |
| 9番 米 村 洋 | 10番 笠 原 良 一 |
| 11番 上 田 健 一 | 12番 永 田 義 昭 |

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代

学校教育課長 稲田和也
農業委員会事務局長 草野信一

生涯学習課長 沖村真一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第1回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、笠原良一君、11番、上田健一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。この1件は、資料を配付します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成27年12月24日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成28年2月17日に、熊本県町村議会議長会第66回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しました。なお、この定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰状伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰が行われました。

全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰で、片山裕治君が、在職15年で多年にわたり地域の振興発展に顕著な功績があったと認められ、表彰の

栄に浴されましたので報告します。

ここで、表彰の伝達を行います。片山裕治君、演壇の前へお進みください。

表彰状。

熊本県氷川町議会、片山裕治殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成28年2月5日。

全国町村議会議長会会長、飯田徳昭。代読。

おめでとうございます。

表彰状。

八代郡氷川町議会議員、片山裕治殿。

貴殿は、多年、地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成28年2月17日。

熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。代読

おめでとうございます。

これで、表彰状の伝達を終わります。

次に、平成28年2月25日から平成28年2月26日まで、議長をはじめとする議会の代表と副町長、補助事業の担当者らとともに衆参両議院会館などを訪問し、地元選出国會議員に対し、竜北福祉センター高効率電気ヒートポンプ式給湯設備導入の実現、農業農村整備事業の推進、社会資本整備交付金事業による町道事業・下水道事業の推進についての要望活動を実施しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。厳しかった寒さが和らぎ、梅の花が満開となりまして、その名もゆかしく弥生の春となりましたけれども、皆様方には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は、平成28年第1回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議員各位には、日頃より町政運営に当たりまして格段のご理解とご支援をいただいております。心より感謝と

お礼を申し上げます。

さて、本年度もいよいよ押し迫り、年度末を迎えているところであります。氷川町のこの1年を振り返ってみたいと思っております。

昨年8月に襲来をいたしました台風15号によりまして、住家・非住家の損壊、吉野梨をはじめとする農作物及び農業用施設の被害、並びに道・水路等への風倒木等、甚大な被害が発生をいたしました。その折には消防団並びに各地区区長様をはじめとする地区住民の皆様方の相互協力によりまして、生活道路の復旧及び被災ごみの収集など迅速に対処することができたと思っております。感謝を申し上げたいと思っております。町議会におかれましても、いち早く現地視察を実施をしていただき、処理費用を含めた台風災害対応の予算についても9月議会でご決定をいただき、執行させていただきました。災害ごみの処理につきましては、業者選定に期間を要し、やっと昨日すべての処理が完了したところであります。

また、本年1月24日未明からの大雪によりまして、交通障害あるいは水道管の凍結破損をはじめ、農業用施設や柑橘類に被害が発生をいたしております。天災は忘れた頃にやってくるという言葉がございますけれども、両災害とも近年にない災害であり、その対応等につきまして、私を含め職員一同大いに教訓になったと感じております。

一方、長年の懸案でありました八火図書館の老朽化対策につきましては、宮原振興局との複合施設として新築整備をし、昨年4月より供用を開始しております。光永星郎翁の顕彰とともに、リニューアルした図書館を多くの町民の皆様方にご活用いただき、好評を得ているところであります。

昨年10月に秋山幸二ギャラリーを開館をいたしました。こちらも町内外の方々に訪れていただいております。秋山氏本人の偉業を顕彰するとともに地域の活性化に大いに役立っているものと思います。

また、平成27年度第56回熊本県農業コンクールにおいて、経営体部門で早川猛・克美夫妻が、新人王部門で宮崎修太君が最高賞である秀賞に選ばれ、あわせて農林水産大臣賞を受賞をされました。3部門のうち2部門を氷川町の農家が秀賞を受賞しましたことは、農業立町を標榜する本町にとりましても大変名誉なことでありまして、これからの農業経営に希望を与える受賞であったと感じております。

さて、平成27年度におきましては、「ふるさとの未来を拓く実行の年」と位置付け、5つのまちづくり戦略を掲げて、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら活力のあるまちづくりに向け取り組んできたところであります。その結果についてご報告をいたします。

まず、1点目として、活力ある産業の振興でございます。農業の分野では、県南フードバレー構想との連携を図り、各種生産組織及び営農組織を中心とした組織型農業を推進し、足腰の強い健全な農業経営を目指して支援をしてまいりました。3年目となる農地集積加速化事業では、野津地区、吉野地区に続き鹿島地区をモデル指定して、3地区で法人設立に向けた合意形成を図ったところであります。結果、今月2日に「農事組合法人アグリ吉野」が、一昨日の7日に「農事組合法人野津南」が法人設立に至ったところであります。今後は、農機具の共同利用によるコスト削減と生産性の向上や、耕作放棄地の解消が図られていくものと期待をいたしております。

同じく3年目となる「い業機械再生支援事業」では、28件の農家が行われました。ハーベスターの修繕や織機のオーバーホール等によりまして、品質の向上と生産機械の長寿命化が図られたところであります。

新規就農総合支援事業には、本年度新たに5戸の農家が行われ、10名の個人と2組のご夫婦の皆様へ青年就農給付金を交付し、後継者育成の支援を行いました。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業では、イチゴハウスの電照施設及び高設育苗ベンチを導入をしたところであります。

鳥獣対策総合対策事業では、捕獲隊を編成し、有害鳥獣の駆除や電気柵等の設置を実施をいたしました。

氷川町農業元気づくり支援事業では、トマト遮光資材の導入、牛異常産予防ワクチンの補助をはじめ、露地野菜根こぶ病対策、葉タバコ黄斑えそ病対策、柑橘類のマルチ資材補助、吉野梨土壌資材補助を実施をいたしました。

5年目を迎えた経営所得安定対策におきましては597件の農家が行われ、交付金額といたしましては3億9,326万円を見込んでいるところであります。また、本年度も生産調整面積の再配分を行い、約92ヘクタールの作付けを確保したところであります。

安全安心な農産物の供給体制と経営体の育成・確保の構築のための継続事業といたしまして経営体育成支援事業に取り組み、本年度は27経営体、総事業費1億5,259万円の事業を実施し、農業用施設の整備並びに農業用機械設備等の更新拡充が図られたところであります。

豊需要拡大推進事業及び農業後継者花嫁対策事業につきましては、氷川町農業振興協議会が主体となり実施をいたしましたが、豊表の張り替え補助も順調に活用があり、また花嫁対策事業においては2回の異業種交流を実施をしたところであります。

氷川町竜北物産館の経営も順調であります。また、アンテナショップである「氷川のしずく」も販売額が若干ではありますが伸びているところでありまして、これからまたさらに頑張っていきたいと思っております。

水産基盤整備交付金事業では、アサリ・ハマグリ稚貝の放流及び漁場の耕耘を行いました。

農業基盤整備事業では、堺丸地区、島地地区の排水路の改修、農道有佐3号線舗装工事をはじめ、客土事業3.2ヘクタール、暗渠排水事業21.7ヘクタールが完了し、多面的機能支払交付金事業へは本年度新たに7地区が増加をし、17地区で取り組まれているところでもあります。また、氷川大堰及び各排水機場の管理運営につきましましては、氷川町土地改良区と連携をして実施をいたしております。

竜北地区の地籍調査事業も、年次計画に基づき大野地区の測量業務が終了をいたしました。氷川町全地区の1筆調査及び測量業務が完了したこととなります。

竜北地区の排水対策につきましましては、県営湛水防除事業として事業採択を受け、既に地質調査及び実施測量設計業務に着手をされております。

商工業振興の分野におきましては、従来から実施をしておりました町単独プレミアム付き商品券の発行につきましまして、地方創生地方喚起型交付金を活用いたしまして補助率と事業費を拡大して実施をいたしましたが、大きな混乱もなく販売が完了し、町内における購買力の向上が図られたところでもあります。

4年目となります住宅リフォーム促進事業につきましても活用いただいております。年度末までの見込みで、件数で84件、補助金額で1,443万円、実工事費でいきますと1億38万円の実績となっております。約7倍の経済効果があるのかなと思っております。

販売戦略商工会補助事業といたしまして、ネット販売販路拡大事業、地域資源活用特産品開発・販路拡大事業、経営革新等推進特別事業を商工会へ委託をし、実施をいたしました。雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新が図られたところでもあります。

ウォーキングセンターの外壁の塗装及び防鳥ネットの敷設並びに立神峡公園駐車場の落石防止柵の設置を行い、来客者の安全確保と施設の長寿命化を図ったところでもあります。立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園等につきましましては、氷川ツーリズム事業の資源として活用いたしております。氷川まつり並びに梨マラソン大会、いずれも過去最高の参加者を得て盛会に開催をすることができました。また、ヘラブナ釣り大会等各種イベント事業につきましても、盛会に開催、地域経済の活性化に役立ったと感じております。

2点目といたしまして、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。疾病の

早期発見・早期治療を促進をし、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るため、40歳・50歳・60歳を対象に、人間ドック受診費用の助成を行い、40歳から60歳の5歳刻みの皆様方を対象に大腸がん及び乳がん検診と20歳から40歳までの5歳刻みの女性を対象としました子宮頸がん検診の無料クーポン券も発行いたしました。それぞれご活用いただき、働く世代のがん検診の推進に役立ったものと感じております。

少子化及び定住促進対策といたしまして実施をしております中学校3年生までの医療費の無料化、インフルエンザの予防接種についても、子育て世帯の負担の軽減につながっております。特に医療費の無料化につきましては、昨年度より窓口での現物給付といたしております、その活用が図られているところであります。また、本年度新たに創設をいたしました「すこやか赤ちゃん出産祝金支給事業」については、出生率のアップへの動機付けに繋がっているものと思います。

高齢者対策といたしまして、総合事業訪問リハビリテーション事業に取り組み、要介護認定において要支援とならないボーダーラインにある方々への訪問によるリハビリテーションを実施をいたしました。いきいきサロンにつきましては、町内全地区での実施を目指して取り組んでいるところであります。本年度新たに1地区取り組みが始まりまして、今、合計32地区でこの取り組みを進めているところであります。

食の自立支援事業におきましては、調理が困難な一人暮らし・高齢者世帯への昼食・夕食につきまして、年間延べ3万5,000食の配食サービスの提供により日常生活の支援を行っております。

高齢者住宅改造助成事業につきましては、本年は3件の実績でありました。なお、高齢化は年々進行すると思われますので、認知症対策をはじめ、高齢者の皆様方がいきいきと暮らせる環境づくりを、町社会福祉協議会との連携を図り、地域を地域で支える福祉の環境づくりを推進しているところであります。

災害時要支援者支援対策につきましては、民生児童委員の協力を得て要支援者の状況把握及び台帳整備を行い、関係者及び関係機関において情報を共有をいたしております、いざというときに備えているところでございます。

3点目といたしまして、人を育む教育の振興であります。児童生徒の安全な教育施設整備のための耐震補強改修工事を年度計画で実施をしております。本年度は、氷川中学校プール改築及び武道場天井改修、竜北中学校の武道場及び集会所の天井改修が計画どおり完了をしたところであります。これですべての小中学校の耐震補強工事が完了をいたしました。それぞれ安全で安心できる教育環境が整ったのかなと感じております。

また、本年度から向こう3年間で取り組みます新規の事業であります。町内小中学校にICT機器（電子黒板、タブレット等）を導入を始めております。あわせて、ICT支援員を配置をいたしまして学習支援を行うことで、教育環境の充実、並びに魅力ある学校づくりと学力向上に活用をされております。

また、同じく新規事業として、県費教職員を指導主事として本町に配置をし、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への助言・指導を行っております。本町教育の特色でありますコミュニティ・スクールの取り組みを推進することができたと感じております。

要支援児童生徒教育支援事業及び学校支援地域本部事業にも取り組んでおりまして、教育現場への直接的な支援によりまして就学環境の充実につながっていると思っております。このことは地域の住民の皆様方のご理解とご協力のたまものでありまして、本当にありがたく思っているところであります。

幼児期における質の高い保育・教育の支援を目指して策定をいたしました氷川町子ども・子育て支援事業計画（第1期）及び新次世代育成支援対策行動計画（前期）に基づきまして、各種の事業を実施をしたところであります。

立神峡が国指定名勝としての指定を受けました。今後さらなる利活用を図ってまいりたいと考えております。

八火図書館が新築をされました。学校図書館との連携を図りながら積極的に図書館活動を進めてまいりたいと思っておりますし、今現在もそれぞれの取り組みを進められているところであります。なお、旧八火図書館につきましては既に解体をいたしております。現在跡地は駐車場として整備をすることといたしております。その整備ももうしばらくしますと完了するかなと思っております。

国指定史跡であります野津古墳群及び大野窟古墳群の保存管理と活用につきまして、現在検討委員会を組織し研究協議を重ねているところでございます。来年度までの年度末までには、その方針を計画的な書として取りまとめる予定であります。

総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」も5年目を迎えておりまして、体育協会との連携を図りつつ様々な活動が展開をされ、社会体育及び文化活動の振興に寄与しているものと感じております。

4点目といたしまして、安全で快適な生活環境のまちづくりであります。生ごみの減量及び堆肥化による有効促進をするため電気式生ごみ処理機の購入助成を実施しておりますけれども、なかなか普及が進んでおりません。本年度は1台の導入しかなかったと報告を受けておりまして、ぜひ今後もこの活用を図っていただくように促しを進めてまいりたいと思っております。

住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましては、太陽光発電施設1件、太陽

熱利用施設2件の導入が図られたところであります。新規事業として、海洋環境保全に資するとともに河川環境保全への意識の醸成を目的に、竜北漁協並びに各学校と連携をいたしまして海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収処理事業を実施いたしました。子どもたちでは宮原小学校からの子どもたちが一緒に参加をしてくれまして、それぞれ河川あるいは海岸のそういった環境整備に当たっておりますし、それぞれの意識の醸成にはつながるものと思っております。

現在、八代市が建設をいたしております新たな環境センターでの広域処理につきましては、現在氷川町、八代市、八代生活環境事務組合三者による協議が進められております。いよいよその結論を出す時期に来ているのかなと思っております、どうぞ議会の皆さま方にも、行政と一緒になりました広域処理への取り組みに向けてさらなるご支援をいただければなと思っております。

防災・防犯対策といたしまして、氷川町地域防災計画の全面改訂作業を進めております。大体素案がまとまりました。また、今後はそれぞれ地域の防災計画策定にも取り組んでまいりたいと思っております。今4地区のモデル地区を指定させていただいております、まずはモデル地区で地区別の防災計画を策定に向け取り組んでいただきたいと、その後は全地区でそれぞれの地区の防災計画の策定を行っていただきたいと思っております。町全体の計画、それからそれぞれの地域の計画、それがうまく活用することによりまして地域の皆様方の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っております。

新たに整備をいたしました防災備蓄倉庫における災害対策対応の資機材及び食糧等の備蓄を、年度計画に基づき充実を図っているところであります。八代広域行政事務組合鏡消防署の分署であります氷川分署の建設につきましても、今既に事業が進んでおります。本年度で用地を取得をいたしました。現在、来年度の造成工事に向けた造成計画の設計が進められておりまして、来年度造成工事実施設計の策定、再来年度建設工事という運びになります。2年後の供用開始に向けて、計画的に事業を進めているところでございます。

また、生活安全推進室の機能を生かしまして、雇用相談あるいは多重債務相談の拡充をはじめ、各地区自主防災組織の活動、また氷川地区少年警察ボランティア協議会、消防団、PTA、老人クラブ、また民生児童委員の皆様方等々の協力によりまして、防犯ボランティア活動によりまして地域防犯体制の充実が図られているところでありまして、本当に感謝をいたしております。どうぞこれからも、地域で見守る防犯体制をこれからもまたさらに確立をしてまいりたいと考えております。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、桜ヶ丘団地3棟の改修工事を実施いたしました。また、町内の住宅の建築物の安全性の確保と耐震性の向上を図るための住宅

建築物耐震改修促進計画に基づき戸別住宅の耐震診断事業及びアスベスト調査分析事業に取り組んでおりますけれども、本年度は活用がございました。今後もそのさらなる活用に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

下水道事業につきましても、整備率が計画面積にしまして96%まで達成することができました。計画では来年度28年度の整備完了を目指しておりましたが、交付金等の削減によりまして2年間延長することとなるのかなと予想をいたしております。

集落内の道路、排水路整備も区長様方のご協力をいただきながら、地区要望と氷川町道路整備計画との整合性を図りながら整備を進めているところであります。本年度もそれぞれの地区の道路の整備も行わせていただきました。このことはいつも申しておりますけれども、安全・安心でのまちづくりの基本となります緊急自動車が、消防車あるいは救急車がそれぞれの地域、家庭の近くまで行けるような道路整備を図りたいという目的で、今それぞれの地区の道路の整備を行っているところであります。今後もさらに整備を進めてまいりたいと思っております。

また、広域アクセスのための幹線道路の整備、生活幹線道路ネットワークを確立をいたす、そのためのそれぞれの事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして主要道路の改良も行っているところでございます。

氷川浜牟田橋下流の河川敷につきましては、昨年度、管理者であります熊本県のほうで芝張りの広場を造っていただきましたが、このことにつきましても本年度も継続して今事業を進めていただいているところであります。今後も県のほうで継続して整備を進めていただくと話を聞いておまして、後の管理につきましてはしっかりと管理をしてまいりたいと考えているところであります。

宇城・氷川スマートインターチェンジ事業につきましては、遅れておりました本町のアクセス道路の整備がすべて完了をいたしました。今月26日に全線開通ということで開通式を行うことといたしております。計画より2年遅れたことになりましたけれども、開通したことによりまして、町民の皆様方をはじめ近隣の住民の皆様方からも心待ちにしておられます整備でございました。やっと完了するというところで安堵をしているところであります。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

住民の皆様方との協働によるまちづくりを進めるということで今基本方針を示して進めているところであります。本年度も町政懇談会を13カ所で実施をいたしました。今日、区長様方もお見えでございますけれども、その節は大変お世話になりました。それぞれの地区からの直接のご意見を聞くことができたと思っております。今後の町政に大いに生かさせていただきたいと考えております。

国が進めております地方創生関連では、氷川町版の人口ビジョンと総合戦略を昨年12月に策定をしたところであります。人口ビジョンでは、年少人口、生産年齢人口、老年人口のバランスを保つことを目標といたしました。また、合計特殊出生率をこれから45年後の2060年には2.06まで上昇をさせ、2060年の目標人口を8,000人といたしました。少しショッキングな数字であるかと思っておりますけれども、国の推計では六千数百まで減る推計が出ております。それを、ぜひ8,000人で食いとめようという目標人口を立てたところでありまして、これからその人口確保に向けての取り組みを進めていかなければならないと思っております。

また、総合戦略では、「1次産業の復活」「ベッドタウンとしての環境整備」「学び舎として学生が訪れる氷川町」の3つの重点項目と、地域産業の興隆をはじめ子育て支援や安全安心な生活環境など、4つの基本目標を掲げ、持続可能な町、氷川町の実現を目指してまいりたいと考えております。

行政情報の提供につきましても、現在努めているところであります。私の交際費の公開、あるいは町の広報誌、ホームページ等々によりまして身近な情報の発信も行っているところでありますし、議会におきましても議会の情報発信を、今、行っているところでございます。これからも、情報につきましても大いに提供をし、その情報を町民の皆様方と共有することによりましてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

姉妹町であります大空町との交流事業では、昨年7月に大空町合併10周年記念体育大会に、一般公募5名の皆様方と私も一緒に参加をさせていただきました。同じく昨年の7月、本町の中学2年生11名が大空町を訪問いたしております。また、本年1月には大空町の中学生が本町を訪れまして、それぞれにそれぞれの体験を行っております。両町の子どもたちの交流を通しまして、それぞれ両町の友好の絆がさらに深まったものと感じております。また、昨年8月には大空町の東藻琴高校生が農業研修で本町を訪れております。氷川町の農業を研修するとともに、農家の皆様方との交流を通して、先ほど申し上げましたとおり両町の交流の絆を深めていただいているところであります。

また、昨年7月に平副町長を代表として、公募で募った職員14名で構成する氷川町未来まちづくり政策研究会を設置いたしました。地域連携協定を結んでおります京都の同志社大学の学生との連携をいたしまして、調査・研究並びに政策提言を行っているところであります。これまでも幾つかの政策提言をいただきましたし、これからも同志社の皆様方うちの職員と一緒にになりまして氷川町の活性化に向けた政策提言をしてくれるものと期待をいたしているところでありまして、しっ

かりと支援をしていきたいと思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を掲げ、最善を尽くしてまいりました。議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係組織機関のご協力のもと、職員全員が一丸となって職務に精励をいたしました。相応の効果を果たしたこの1年であったと総括をいたしております。

以上、平成27年度を振り返りましての行政報告とさせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

○4番（上田俊孝君） 議長、動議。

○議長（永田義昭君） 上田俊孝君。動議の趣旨は何でしょうか。書類をお願いします。

ただいま上田俊孝君から、氷川町議会議長永田義昭の不信任決議案が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ただいまから、議案作成のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時56分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 氷川町議会議長永田義昭に対する不信任決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、発議第1号「氷川町議会議長永田義昭に対する不信任決議」を議題とします。

私は、当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより、議長の職務を、地方自治法第106条の規定により副議長に行わせま

す。

また、地方自治法第117条のただし書きの規定によって発言の許可を求めた上で退席いたします。

【議長退席】

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定によって議長の職務を私、副議長が行います。

ここで、提出者の説明を求めます。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 氷川町議会議長、永田義昭の不信任案決議を出させてもらって、そのことに対して説明させていただきます。

提出者、上田俊孝。

賛成議員、笠原議員、三浦議員、長尾議員。

氷川町議会議長の不信任決議を読まさせていただきます。

本議会は、氷川町議会議長永田義昭君を信任しない。

以上、決議する。

理由。

永田議員が議長に就任されて3年余りが経過しました。議長として、議員の皆さん方はどう評価されているのでしょうか。議長の職責として、議会の代表者と会議を主催者としての立場がありますが、全員協議会等では、永田議長としての信念はなく、ほかの議員の意見に左右されやすく、議長としてのリーダーシップが見受けられず、会議に困難を来す状況にあるのではないのでしょうか。

また、委員会に出席されても、質問事項に対しまして曖昧で、明快な答弁ができなかったり、言葉に対して一貫性がなく、強く指摘されますと失言され、謝罪されますが、議長としての威厳がなく、自分の発した言葉に責任を取ることが大事なことではないのでしょうか。国会議員の閣僚の中でも、言葉の失言で閣僚を辞任されるということを皆さんご存じかと思います。議会の代表者である議長の失言、謝罪で議会運営が円滑に機能するとは思えません。議長が失言に対して謝罪すれば、何でも理解されると誤解されているように思われ、議長として恥ずかしい限りではないのでしょうか。

その一例が、教育長から12月定例前に子ども議会を12月21日に開催したいので、議会議場の使用願いが提出されましたので、議長の判断で許可されましたが、12月の定例議会においても議長報告がなされず、定例議会後の懇親会の席上で、教育長から議場の使用に関するお礼の言葉があつて、初めて議長以外の議員が知ったということで、議長にこの件を問いただすと、「報告を忘れた」ということで、上田副議長が激怒、注意されてようやく謝罪がありました。

議員が子ども議会を傍聴して、子どもたちが我がふるさとの町にどのような考えを持っているか、議員にとっては有意義な勉強会になったはずだったが、議長のワンマン的な行為なのか、議会を軽視した行為なのかわかりませんが、議事整理権を逸脱した行為は重大な問題であります。議長として資質能力、判断力に乏しく、このままの状況では議会運営に支障を来すばかりか、町の発展にも阻害しかねない状況に陥ると思われまます。

平成18年8月、福岡市の海の中道大橋で、飲酒運転をした乗用車が追突事故を起こし、3児が死亡されたことが重大な社会問題になっております。永田議長の酒気帯び運転疑惑についてでございますが、12月12日の常葉保育所の発表会の開演が9時となっていましたので、早めに受付を済ませて、私と長尾議員、永田議長の3人の雑談の中で、永田議長が、「昨夜の懇親会で遅くまで飲んでいたので飲み過ぎた。今日は家内に送ってもらうつもりだったが孫の発表会に行ったので、仕方なく運転してきた。」と自らしやべられたので、長尾議員が「議長は飲み過ぎたので顔が赤かっでしょう」と言われ、その後、私が、「議長、酒のにおいがするばい」と言ったが、永田議長は沈黙され、何の返答もなかった。酒気帯び運転ではないかと疑われても仕方がない発言であります。

12月21日の子ども議会の終了後に、永田議長が私を呼び止めて、この前の長尾議員の発言で顔が赤くなっていたのは、常葉保育所に行く前に散歩をしたので赤くなったとか、においがしたのはトマトのにおいと弁解されました。なぜ、このように明らかに嘘とわかるような弁解をされるのでしょうか。誰が聞いてもおかしな話で、自分が酒気帯び運転をしたと言わんばかりの行動、発言しか思えません。

永田議長は、氷川地区の安全協会の監事という要職にあり、飲酒運転根絶の指導的な立場のある人が、翌日でもお酒が残るので酒気帯び運転になるから絶対にしてはならないと認識があつたにもかかわらず、自分自らの話で酒気帯び運転をされたと主張されております。

昨年、人吉市の部長が、昼頃、県道で酒気帯び状態で衝突事故を起こし、基準値を超えるアルコール検出が現行犯となったが、この部長は、昨夜飲み過ぎたので、この日は午前中休みを取っていたということである。人吉市の市民の信頼を著しく失望させる大きな社会問題として報道されています。酒気帯び運転疑惑の行動に対して、人間性としてモラルの欠如及び議会議長という身分を有する者として道義的責任は免れないと思います。

以上、議長の不信任動議について趣旨弁明を申し上げましたが、議会の代表者である永田議長は、議長としての見識・人格に乏しく、議会の権能及び資質の低下、人間性としての倫理観などの欠如が問われます。議会の流れを変え、議会の信頼回

復と健全化を図るために議長の職を辞していただくことを強く求め、議長不信任案を提出します。

私たち議員に課せられた責任を十二分に発揮しながら、議会の代表者として誇りを持っていただけるような議会にするため、数の力、与野党という立場で判断されるのではなく、議員は住民の代表として議決権を与えられていますので、議員として原点に戻り、基本的権限であることを認識され、正しい判断をしていただくことが望まれます。議員各位におかれまして、議長辞任の不信任案に賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、最後になりましたけど、この件の話し合いは4人の中で、永田議長に要請をかけて、話し合いをしますよと言いながらも本人が拒絶されました。私も、今日、区長会さんの皆さんで、同じ同志議員として断腸の思いでこの議長不信任案を提出させてもらいました。何とか本人に、この場を借りて襟を正してもらいたいと思います。飲酒運転は交通三悪になります。これを、私たちは再三、この議場じゃなくて話し合いを求めたんですけど、本人が応じなかったということで非常に残念で仕方ありません。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長（上田健一君） ただいま説明が終わりました。

先ほど永田義昭君から、地方自治法第117条のただし書きの規定によって、会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君の申し出に同意することに決定しました。

永田義昭君に会場の場での発言を許可します。永田義昭君の入場を認めます。

【議長入場】

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の地方自治法第117条のただし書きの規定により、発言が許可されましたことを報告します。

○12番（永田義昭君） 議長。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○12番（永田義昭君） ただいま発言の機会を与您いただきありがとうございます。

私への不信任案提出について、青天の霹靂であります。私は、現在まで氷川地区交通安全協会の監査役を18年ほど務めておりますが、その間、全日本交通安全協

会から交通栄誉章緑十字銅章や、九州管区警察局長から交通安全功労賞をいただいております。交通ルールの中でも飲酒運転が重い罪だということは、私が一番、十分承知しております。先ほど、私が遅くまで飲んだのでと言われましたが、そういうことはありません。私は、明日、常葉保育所の発表会があるので早く帰り、10時過ぎには寝ています。ですから、今回の議長不信任案の提案について、激しい憤りを感じています。

事実無根の作文ありきの虚偽の提案については、私の社会的な地位や身分を著しく毀損する提案で、名誉毀損等々を含めた法的措置などを厳しい姿勢で臨みたいと思っております。

子ども議会に関しては、教育委員会から議場の使用願が提出され、議長としての判断で使用を許可しました。12月定例議会後、教育委員会と協議の上、子ども議会の当日は生徒の傍聴で満席が予想されましたので、文化センターで生徒たちと一緒にスクリーンでの視聴ができる旨の案内をしたところでした。これの何が問題であるか、皆目見当もつきません。

このようなことが提案理由として出てくるのが、議会を軽視し、冒とくする行為で、議会の権威を失墜させ、提出者の品格を疑うものであります。

私は、今後においても氷川町議会議長として強いリーダーシップを発揮し、議会の活性化と町の発展のために全身全霊傾注して頑張っていく所存であります。皆さんのご判断をよろしくお願いいたします。

○副議長（上田健一君）　ここで、永田義昭君には、改めて退場願います。

これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

提出者は演壇にお進みください。

河口涼一議員。

○1番（河口涼一君）　まず質疑に入ります前に、本日はたくさんの傍聴の方もおられますし、リアルタイムでネットでご視聴の方もいらっしゃいます、マスコミの方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、このことは議事録にも残りますし、私たちの責任できちんと丁寧に慎重な、冷静な受け答えをやっていきたいと、まずは思います。

それでは、質問をいたしますが、まず、この1ページ、2ページございますが、1ページに関しては、これはあくまで議会の中の問題でしょう。ですから、これは議会の中で私たちの責任で審議協議をしていって解決をすればいいだけの話であると私は思いますので、これは議員個々の責任ではないかと思えます。

次に、2ページの永田議長が酒気帯び運転をしたかどうかということですが、これは何という法律に違反をしているとおっしゃりたいんですか。もし、先ほどの話

の中で、あなたは違反行為をした、違法行為をして、つまり犯罪を犯したんだよと、犯罪者ですよと、そういうことをにおわせているようなことですよ、人権問題にも関わります。それで、前日に飲酒をしたかどうかというのがありますが、それをもって、翌日こういうことがあったということも記載してありますけれども、この中で何が問題だったんですか。誰が、どう、これを判断したんですか、誰が認定したんですか。呼気中のアルコール濃度、血中のアルコール濃度がこれだけあったから、あなたは何という法律の何項に違反していますよと、これをもって言えますか。どうぞお答えください。

○4番（上田俊孝君） 今の河口議員の質問に対して答えます。

今、本人はわからないことですね、これは長尾議員、私、永田議長の話だから。

○1番（河口涼一君） いやいや、だから何という法律に違反しているんですかと。

○4番（上田俊孝君） 法律のことは書いていないですよ、私は法律は言っていないんだから。

○1番（河口涼一君） だから問題だと言ったら、そこを答えてください。

○4番（上田俊孝君） 問題になっているのは酒気帯び、そういう法律は私は言っていないでしょう。

○副議長（上田健一君） 河口議員、許可を受けてから発言をお願いします。河口議員。

○1番（河口涼一君） じゃあ申し上げますが、これは大抵の人は常識的に知っておられる、これは道路交通法の第65条で酒気帯び運転等の禁止という項目にあたるというふうにおっしゃりたいんだらうと思いますけれども、じゃあその中で飲酒運転は何と何がありますか。

○4番（上田俊孝君） 内容とそぐっておりません。それは、私はありません。ただ、今回は議会の議事にのっとって私はやらせてもらっております。法とかそういう問題じゃないと思います、モラルの問題です。

○副議長（上田健一君） 河口議員。もう3回目ですよ。

○1番（河口涼一君） じゃあ最後になりますが、今、こういう法律に違反したから、あなたは違法行為を行って、議長としてふさわしくないですよということで、これだけのことを公に、傍聴者もおられて、執行部の方もおられる中で堂々と発言しながら、どの法律に、何の法律に違反するかも知らん、法律に違反しているかどうかもわからないのに、こうですよと提出をされたということで非常に不可思議に思います。これはあくまでも質疑ですから、ここで押さえたいと思いますが、先ほど申しました飲酒運転には酒気帯び運転と酒酔い運転というのがあるんですね。酒気帯び運転は、さっき私が少し申し上げましたが、アルコール濃度がどのくらいという

ことで罪状が少し変わってくるということになりますが、酒酔い運転というのは運転をする状態ではなかったと、まっすぐ歩けないとかそういうことを指すわけですね。

ところがどっちにも認定できないようなことで、わざわざこういうのを出してこられると、そこに私は非常に不思議に思いましたので、もうそれを申し上げて質疑を終わります。

○副議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。片山裕治議員。

○8番（片山裕治君） 1つお伺いしたいんですけども、ちょっと提出理由が感情的な文言かなというのでちょっと判断しづらいところがあります。

この飲酒運転の件なんですけども、どこで、いつ、飲酒運転等の検問により検挙され、赤切符を切られ、罰金または運転免許証の取り消しの事実があったのか、それをお尋ねします。

○4番（上田俊孝君） それはインターネットで調べてください。載っております。インターネットに載っています。

○副議長（上田健一君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 検挙されて、違反したというちゃんとした理由がどこかあったのか、ないのか。これをちょっと判断の材料にしたいと思いますけど、それだけお答えください。

○4番（上田俊孝君） この、よその問題の話ですね、そのことを言っておるんでしょう、そのことを言っておるわけでしょう。ちょっと内容はちょっと私、理解できていない。

○副議長（上田健一君） 片山議員、もう一度。

○8番（片山裕治君） 飲酒運転の検問などで検挙されて、議長が実際に赤切符を切られて、罰金または免許証の取り消しをされた事実があるかないかだけお答えください。

○4番（上田俊孝君） 永田議長がという意味ですか、それはないです。

○副議長（上田健一君） 笠原良一議員。

○10番（笠原良一君） 捕まらなければ乗っていいじゃなくて、これはモラルの問題だと思います。検挙されたら新聞にも載るし、捕まらなかったら酒気帯び運転しているのかという問題ではないと思います。今されました、人吉の部長さんが飲み過ぎて昼まで休暇を取って、昼から出勤途中で事故を起こされて、これは大きく報道されております。そして、熊本の阿蘇だったかも、前の晩飲んで、明るる朝、乗って酒気帯び運転で事故を起こしてされておるようなことでございます。

○副議長（上田健一君） 笠原良一議員、今のことは討論のほうでお願いします。

ほかにありませんか。江寄悟議員。

○5番（江寄 悟君） 今回このような議長不信任案が提出されて、私は一番困っているのは藤本町長じゃないかなと。本来、今回提案された議案を慎重審議しなければいけない議会で議長不信任が出されたということで貴重な時間を取られますが。

実は議員必携にこんなことが書いてありますよ。この不信任案については、特に慎重でなければならない。いやしくも感情に走って政治的抗争の手段として、これを乱用するようなことがあっては、町村行政の停滞を来し、結局はともに代表する住民の損失、町村のマイナスになることに十分留意しなければならない。それで、今回議長不信任が出された最初のところについては、これはあくまでも提案者、賛成者4人が議長に対してそう思うということが書いてあるだけで、これは議長不信任、何でもないと思いますよ。私なんか非常に、議長はリーダーシップを取って一貫性があるし、議長として非常にふさわしい人だというふうに思います。

ところが、ここからが質問に入るわけですけども、先ほど2人の議員のほうから酒気帯び運転疑惑の行動に対して人間性としてのモラル欠如、これは事実がどこにあったのか、ここで、議場でそういう事実があったこと、こういうことだったら、議場で話すんじゃないで、すぐ警察に「議長は飲酒運転してますよ」と、どうして告発しなかったんですか。ここの議場で提案するようなものじゃないと思いますが、そののところが提案者の方、答弁をお願いします。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 私、最後に述べたように、一応話し合いの場を持ちたいということで本人に要請したら、要請に応じなかったと。だから、私、最後に言ったように断腸の思いで今回はさせてもらいましたと。だから、その場で話し合いをしておけば、こんな場で私も同じ議員としてこういうことは、本当やりたくないですよ。しかし、本人さんが改めるあれがない、話し合いも応じないということで今回させていただきます。

○副議長（上田健一君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 提案者と賛成議員の4人のところに議長を呼びつけるという行為をしたんだけど、議長がそれに応じなかったと、私はそれは反対だと思いますよ。議長のところには4人が行くべきだと思いますよ。呼びつけて、来なかったから、断腸の思いで出したというのはどうも理解できない。

もう1つ、子ども議会ですよ、子ども議会を今度の議長の不信任の1つのテーマで上げておられます。子ども議会をこの議場で開催することについて議長が許可をしたことが、どうして不信任にあたるんですか、何で議会に報告しなければならないんですか、議場を借りるというだけですよ。中学校組合もこの議場を借りていま

す、それを議会に報告ありませんよ。それとまるつきり一緒、議長権限ですよ。これが、ここに書いてある議長の権限、私はそれで済ませばいいと、ただこのとき私も、12月、上田副議長が激怒して謝罪がって書いてありましたけども、このときも激怒されたのは、私は笠原議員だったですよ、「何で報告せんか」って言われたのは、それは全議員さんも聞いておられましたよ。報告の義務というのは、果たしてあったのかなと、私は後でこれは議長専決で議長が許可すれば済むことなのに、それをどうして不信任に絡めてきたのか、不思議でしょうがないので、そのところをちょっと答弁いただけないでしょうか。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 私は、当然、今度初めての子ども議会、当然報告すべきだと私は思います。

その中で、それぞれ、私は、副議長は激怒されて言われたと思いますよ、私たちもそうです。だから、そこは各々見解の相違ですよ、みんな違うんですから。だから、私はそういうことで激怒されて言われた、私たちもそうです、同じです。

それと、この場で私は、議長、話し合いをしましょう、こっち来てくださいということはありません。ただ、話し合いをしましょうという形に対して応じなかったということです。議場のどこどこって言うて、私は言っていませんので。

以上です。

○副議長（上田健一君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） これは提案者といくら議論しても、ちょっと話にならない不信任案だだと思いますよ。実際、こういうことで議会を混乱させるということは、私はあつてはいけない、先ほどの議員必携の話、冒頭読みましたけれども、もっとやらなければいけないことがある、政争の具にしてはいけない。私、聞いたんだけど、もともとなかよし会というのが、名前は何かわかりませんが永田議長も同じ提案者のグループに入っておられて、そのグループから抜けられたとこの前少し話を聞きましたよ。それを抜けたから、政争の具としてこういう議長不信任が出たのか、またはそのなかよし会、これはよくわかりませんが、なかよし会の中で議長2年交代というのが決まっていたけど、2年で交代しなかったからこういう議長不信任案が出たのか、そのところ、議長不信任案、本質、提案者の本質を教えてください。それによって、私は賛成するか反対するか決めたいと思います。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） この酒気帯びというのは町民目線でこの話を聞いた場合、どうかですよ。やっぱり私は議長の質として、本来だったらその前、定例議会が終わったから懇親会で飲んでおったのは事実ですよ。だから、個人差によって残る残らな

いがあります。ただ、私たちが、その場で本人の自ら言われた話なんですよ、私たちが会派、そういう次元じゃないんですよ。だから、このことを町民目線から見た場合、町民の方がどう判断するかですよ。会派そういう問題じゃないですよ、そういう次元では。議員としてどうあるべきか、特に今、飲酒運転問題というのは非常に大きな問題になっておるでしょう。これを再三、結局は、呼びかけましたよ、話し合いをしましょうと。だから、この議場に出すような問題じゃないけど、本人が襟を正さないということがあれば、私ども、最初言った断腸の思いで今回ですね、やりたくないですよ、本当。しかし、本人が話し合いに応じないという形ですから、この場を借りてやむを得なくさせてもらったと。これは氷川町にとっても非常によくないことですよ、こういうことは。本人が話し合いに応じれば何じゃないことですよ。私はそう思って答弁させていただきます。

○副議長（上田健一君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 上田議員、4人で会うという話、どこで誰にされたんですか。なかよし会ということが出たから、その中で話をしましょうと私は覚えておりますが、4人じゃなかったと思います。誰に、こうやって話し合いをしましょうと、7人で、と。私はそう記憶しておりますが、ちょっと答弁願います。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 私は、誰と言いません、ある人を通じて話はしましょうと、当初7人ですね。そして、ある人の間でという形で一応話しておったつもりです。だから、それが、その内容になります。ですから、最終的には7人というのが当初の話し合いのあれだったんですね、内容は。

以上です。

○副議長（上田健一君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） ある人というても、わかりません。私は頼んだのは、副議長に対して話し合いをしましょうと、こういう場に持ち込んではいかんから話し合いをしましょうと長尾議員に連絡を取ってもらいました。そういう、私は記憶があります。どうですか。

○4番（上田俊孝君） そのことも、私はあったと思います。それは笠原議員のおっしゃるとおりです。それもありました。

○副議長（上田健一君） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

提出者は、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 私、今、この議長不信任案を見て、今から4年前、私が議員辞職勧告を受けて、そして「真実は1つ」という議会報告を町民の方に、話に乗れば500枚くらい配られています。これは、私はこの件については黙っていましたよ。司法の場に持ち込みましたので、告訴しましたよ。実は、このときも上田俊孝議員が、この「真実は1つ」議会報告で、議会の真実が曲げられているというのを配っておられます。全部で6枚くらい。私は、今回の議長不信任で、またかと思いました。ありもしないことをこのチラシで言われているんです。それは、どういうことかということ、この議員辞職をするに当たって、私が、今建設課長で座っていますけれども、前崎課長補佐のとき、前崎課長補佐から私に連絡があって、ちょうど宮原のサンライトパチンコ屋の裏、道路が通学路なので狭いから、そこを何とか広くしたいということで前崎課長補佐から連絡を受けて、そこの地主さんに、私は交渉をして道を広く提供してもらえませんかとお願いました。それは、あくまでも町の要望によってやりましたよ。しかし、ここに書いてあるのは、私が宅建業をやっているから、それで町の行政にその宅建業で入り込んで悪いことをやっている、この文書にそう書かれているんです。私は、あくまでも町の前崎建設課長がその通学路を広めたいので、私の知っている地権者の人に話をしてくれ、地権者の人は、「それは江寄が言うなら、もうやろたい、やります」ということで、そのまま町と地権者の人が契約をして道を広げることができました。

しかし、その広げるときに、私が前崎課長補佐の要請によって、どこまで広げるかの立ち会いのときに呼ばれたから行ったんです。そこを上田俊孝議員が自転車で通りました。そのことがここに、「悪いことをしている、宅建業をやっているから町にその圧力をかけている」、そう書かれましたよ。私は町に協力していましたよ。そういう作り話、それで私はこういう議会で、こういうことを議場で不信任を受けながらじっと耐えました。しかし、このチラシが出た。私は彼に言いました、こういうことをすると名誉毀損、それから侮辱罪にあたるって、やめたほうがいいですと。そしたら彼が言いましたよ、「できることならやんなっせ」って。だから、私は彼の許可をいただいて告訴しました。その告訴相手は、このチラシを配った上田俊孝議員、今、議長席に座っている上田健一議員、三浦賢治議員、今、退場している永田義昭議員、それから辞められた坂本悦男議員の連名で出ています。こういうことを、ありもしないことを平気で書いて、やる。だから今回も、あれまたかと思いました。

飲酒運転疑惑、そういうのは先ほど議長が言うように事実無根、こういうものを議会に持ち出して議長不信任をやろう。何で今、議長不信任なんだ。それは、2年で議長交代しなかったからかもしれない、グループを抜けたからかもしれない。議

長を決められたのは、なかよし会という会かどうかわかりませんが、名称は、そのグループの方たちが決めているんですよ。そして、自分たち自ら今度不信任を出している。仲間を出たから出されたのか、2年で辞めなかったから出されたのか知らないけれども、そういう政争の具をこの議場に持ち込んだらいけません。もっと町発展のために、私はやるべきだと思います。

よって、この不信任に対して反対の討論をいたします。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 永田議長の議長不信任案動議について、賛成の立場から討論をいたします。

永田議長が就任されまして2年余りを経過しましたが、その間、永田議長の賞賛に値することは見受けられません。委員会等の中も、議長の質問事項に対する答弁があやふやで明確な答弁が見受けられます。ほかの議員の意見に左右されるなど発言、行動に一貫性がなく、議長としての職務を果たしていないと思います。自分の発言、行動に責任感がなく、強く指摘されるとすぐ謝罪をされます。謝罪すれば何でも解決すると思っているのではないかと思います。謝罪することは負を認めたということで、自分の能力のなさを露呈するものではないでしょうか。議長としての品格、能力がなく、議会の代表としてリーダーシップに欠けているとしか思えません。

酒気帯び運転疑惑については、自らしゃべられたことで、他人が追求したのではなく、自分で飲酒運転及び飲酒運転の状況を説明されているじゃないですか。酒気帯び運転をしましたと言っていますよ。立派な方ですよ。自らの言葉で酒気帯び運転をしたと発言されています。自分の発した言葉に責任を持たなければ、誰が責任を持つでしょうか。自分の発した言葉に責任を持たなければ、世の中の秩序が乱れ、パニックになりはしないか、そう思いませんか。酒気帯び運転は明白であり、酒気帯び運転疑惑の行動に対して、人間性としてモラルがありませんし、議会議長という身分を有する者として道義的責任は逃れられないと思います。

よって、議長の職を辞任していただくことを強く求め、議長不信任案動議の賛成討論をいたします。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今、賛成討論をされましたけれども、賛成討論の方に一々反論するわけではないんですが、酒気帯び運転疑惑が明白であるということをおっしゃったわけですが、先ほども申し上げましたけれども、これは本人が、じゃあ何時まで飲酒をして、そして何時間経過をして、その翌日、本人にそういう意識があったかどうか、

故意かどうか、そしてさらにまた、先ほどほかの議員からもありましたけれども、検挙をされて検査をされたらこう出たんだよといって、初めて法に触れてくるわけですね。もちろん酒は一滴でも飲んで運転してはいけません、それは後のことであって、これは前日の話であって、これはそれぞれの議員も、今日傍聴に来ておられる方々も、執行部の方々も晩酌もされるでしょうし、おつき合いで飲まれることもあると思うんですが、その後帰って睡眠を取って、十分な休息を取った上で翌日また仕事に出て来られるということで、これとこの話はどう違うんだろうかということで、こういう、このくらいのことでいちいち大事な議会の中の日程を変えてまでやる必要があるんだろうか。これは、今日、傍聴に来ておられる方もそうですが、リアルタイムでネットでご覧の方も、どっちがどっちで話、どうでしょうか、理解されますでしょうか。

ここの下のほうに、2ページの下の方に、「私たちは議員に課せられた責任を十二分に発揮しながら、議会の代表として誇りを持っていただくような議会にするため」ということですが、これは私たち議員がそれぞれ、日頃からちゃんと仕事ぶり、働きぶりを示して、町民の方に理解をしていただいて、ああ、これは常識もあるな、勉強もしておるなと、安心して任せられるなと、そういうふうに思っていたのが私たちの、ここに書いてあることだろうと思うんですよ。それが、今日出てきて、これを見ると単なる足の引っ張り合いでしかないじゃないかと。この前までどこかのスナックで肩を組んで歌っていたという情報もありますね、その方々が、もう今回はこういうことを出すぞと。まあ、何と陳腐な今回の動議だろうかというふうに思います。

さっきも申しましたが、何時まで本人は飲まれて、どれくらい休息を取られて、その翌日、運転できる状態であったかどうかというのは本人の問題であって、問題であったとしても、そのときに事故をしたとか、違反をしたとか検挙をされたとか、それであって初めて明白ということが言えるんですよ。それが無い上で、あくまで推測の段階で、あんたも飲んだろう、あんた顔がちょっと赤かばってん、こうだろうと、においがするよというぐらいで、いちいちこういう不信任を出すような議会、おそらくないでしょう。

ですから、私は反対したいと思います。以上です。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 私は賛成動議のほうで討論を發表させてもらいたいと思います。

今、どれだけ飲んで、どれだけ酒の赤みが出るかという話もありましたけれども、実際この会話の中で、私と上田俊孝議員が3人での会話でございました。その

会話というのはあくまでも永田議長が自分から、自ら挨拶の中で、我々の中でちゃんと話をされている事実が、この私ども3人が会話している事実でございます。何もほかにこれを問い指して嘘を言っているようなものでもありません。現実の問題として、自分はタベ10時頃まで飲んだというのは、それは後から聞きました。その当日は10時という話も出ません。夜遅くまで飲んだというような話でした。夜遅くというのは何時ですかというのは、今度は逆に我々が聞きたいぐらいです。しかし、10時というのは後でどなたかの会話の中で回った話です。そういうことが常に、自分の周りに関係ない人に自分はこうしている、していないということを言い回っているわけですね、隠ぺい工作をされているんです。実際問題として、我々2人3人の中で話している中では、飲んだんだと、そして自分で運転してきながら、保育所までは歩いて来たと言ったと、そしてにおいはトマトのにおいがするというようなことを周りに話をされておられます。

そういうことを、実際そういう隠ぺい工作をする必要ないじゃないですかということで、実はこの件を上田副議長に再三私はお願いをして、真実の話をお互いにしましょうよと、そして議会をまとめていくためには議長と話をしたいということで上田俊孝議員と私2人で話をしました。にもかかわらず、上田俊孝議員が言われるように話し合いに応じていただけませんのは本当に残念だなということで、私ども決してこの議会を混乱させるための動議ではありません。襟を正すための動議です。そういったことで、私の当事者の立場として弁明をさせていただきたいと、また賛成討議をさせていただきたいと思います。

今、酒気帯び運転疑惑です。酒気帯びしたその日が酒気帯びして運転というような話はしていません。あくまでも疑惑ということは、アルコール度が出ているか出ていないかは実際問題として私どもはわかりません。しかし、本人が顔が赤いというのは間違いありませんでした。そして、においがしたのもでした。それを、俺は何もやっていないというような話はないと思います。そういったことを十分認識していただいて、永田議長の不信任案動議を賛成の立場で討論いたします。以上です。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号、氷川町議会議長永田義昭の不信任決議案を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（上田健一君） 起立少数です。したがって、本案は否決されました。
永田義昭君の入場を認めます。米村洋君。

【議長入場】

○9番（米村 洋君） ちょっと一言、議長、発言をお許しいただきたいと思います。
いいでしょうか。

○副議長（上田健一君） はい、米村洋君。

○9番（米村 洋君） 非常にこういう不信任案等々ということにおいて、一番恥ずかしい思いをするのは藤本町長だと思いますね。ということは、この前、八代市という議会が非常に紛糾しているわけですね。その中で、私に八代市議会の人たちが、「氷川町はいいな」と、「みんなが藤本行政を支えているからいいな」ということを言われました。そのときに、うちは侃々諤々（かんかんがくがく）のやっぱり議論をすれど、一丸となって藤本行政を支えていっておるんだということを、私はそういう説明をしたことがあります。

だから、そういうことにおいて、この前、胸を張って、うちの議会というひとつの形態を、八代市の議員に向かって胸を張ったところであります。非常にこういう出来事があったということが、提案されたということにおいても非常に残念であり、今、議長も否定をしております。その中で今後において、やっぱり議会は一丸となって藤本行政を支えていく姿勢を皆さんでやっていこうじゃありませんか。そのことを一言、ちょっと議会に対して要請と苦言を申し上げたいと思います。

○副議長（上田健一君） 発議第1号、氷川町議会議長永田義昭の不信任決議案は起立少数で否決されましたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務を下ります。

○議長（永田義昭君） 発議第1号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰します。

休憩いたします。

再開は1時に行いますので、よろしくお願いたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（永田義昭君） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

5番、江寄悟君の発言を許します。

○5番（江寄 悟君） それでは5番議員、江寄悟が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回トップバッターということで、区長さんたちが見えているので一生懸命勉強してきたんですが、残念ながら午後になってしまいました。

今回、2項目について通告をいたしました。

1項目目、氷川町・10年後のあるべき姿についてということで、産業の10年後というのを前回の一般質問で出しました。時間が少し足りなくて、町長の考え方、意見を随分いただきました。それで、これは先ほどもちょっと話しましたが、議論をさせていただきたいということで、再度テーマとして第1弾その2ということで挙げてきました。産業の10年後について、農業政策の方向性は。集落営農組織と個人農家対策は。6次産業施設に取り組む予定はあるか。農産物関連企業の誘致対策は考えているか。また、その対策はどういうふうなものでしょうか。

（イ）で、商工業政策の方向性は、ということ。商工業者への活力向上対策は。地域活性化への取り組みは、という2項目を挙げています。

宇城インターチェンジの総括について。総事業費と単費は、当初からどのように推移してきましたか。これからの活用施策についてどういうふうに考えておられますかという2項目を持ってきました。

実は、前回の質問で町長から詳しく答弁をいただきまして、その答弁に基づいて今回町長の考え方、それから議員としての私の考え方を少し整理しながら今回は質問をさせていただきます。

冒頭に、合併後10年たったので、そろそろ小さな合併がよかったのかどうだったのかということを検討する必要があるんじゃないか。それで、このとき私は、この小さな合併が本当によかったかどうか、住民の皆さんに住民投票をしたらどうだろうか、そういうふうに思っておりますけれども、この10年間、町政を担ってこられた浜田町長4年、藤本町長、今6年目、7年目に入りましたね。ほとんど藤本町長が、小さな合併をこの10年間指揮してこられたんじゃないかと思います。そのときの町長答弁は、「私も江寄議員も多分小さな合併を望んでいらっしやったものかなとは思っておりました」と言われましたけれども、実は私は合併反対派だったです。宮原町単独でいきたい、周りが全部合併、八代市に合併されると、宮原町は、まあ世界でいうパチカン市国みたいに真ん中に宮原町が残るというそういう地理的条件が出てくるので、それで非常に画期的な町になるんじゃないか。また宮原町は整備が非常に進んでいます、進んでいました。それは、今、氷川町は人口密度

が高いといわれていますけれども、これは旧宮原町が非常に人口密度が高くて整備がやりやすい。私は、この宮原町に入ったのは下水道事業を、当時の本田町長さんから事業を成し遂げてほしいということで29歳の時に入ったんですけれども、確かに山から海側にかけて勾配がきれいに付いていて、しかも土質が、宮原町町制100年たちまして、町の形状が非常に下水道に適している、だから町内全域が下水道整備するのにお金がかからない、1メートル当たりの単価が非常に安くて済む。地盤も砂利層で、それも崩れない。堅固な地盤を持っていて、素掘りだけで2メートル近くは工事ができる。そういう地質を持って、人口密度が高く凝縮された町の地形を持っております。

そういう利点があったので、既にそのときは庁舎もでき、学校整備も終わっていた。下水道も地籍調査も早めに終わっていた。合併した時点では、本当にこれから先、次は何をするかというときに中心市街地の再整備に入りましょうという話になってきました。

それで、私は、この小さな合併、竜北町との小さな合併を望んではいません。だから、町長、私は小さな合併は望んでいなかった。私は単独でいくか、市郡一帯、そのときは単独を、役場職員でしたけれども、当時の平岡町長に、単独でいかなければならないということで随分と意見をいたしました。2町合併に舵が取られました。多分、ここにおられる2町合併に賛成された議員さんたち、今10年振り返って見たときに、本当に2町合併でよかったのか、そこのところを私は町民の皆さんに聞く必要があるんじゃないか、この10年間、藤本町長が舵取りをしてこられたけども、本当に声の聞こえる、住民の声が聞こえるまちづくりができていいのか、それを私は疑問に思いますという話をしたんです。ですから、2町合併のままていくのか、もうこれからは大きな八代市と一緒にあって、この氷川町部分を作りあげていくのか、それは町民に聞く必要が、もうそろそろあるんじゃないかということも前回の一般質問で言ったところです。

そこで、町長が、私がそう言ったら「愕然とした」と言われました。小さな合併を選んで氷川町が誕生したわけだから、みんなでこの氷川町をどうしていくか議論することを楽しみにしている。この10年間いろいろ議論があったと思います。私は、この議場に立って6年目です、7年目に入りましたけれども、そういう議論を、小さな合併を何とか成功させるためにはいろいろなことを提案してきました。農振地域のエリアの見直しをすべきじゃないでしょうか、土地利用計画、これを早く作って、どういうふうはこの氷川町のエリアを決めていくか、そういうこともやるべきじゃないでしょうか。今回のインターチェンジについても、私はインターチェンジそのものについては反対を通してきました。今回、このバイパスのほうの道路が

開通します。しかし、開通はしますけれども、その周りはすべて農振地区、何もできないんです。ここの役場も周りはすべて農振地区、何もできないんです。だから、町が計画してビジョンを立てれば農振が外れるんです。また、宮原町時代、まちづくり条例をつくりました。この件については藤本町長は、「うちの町には農地法があるから、それよりもっと厳しい法律があるから、まちづくり条例を竜北エリアに広げることは必要ない」、そういう答弁をされました。私は、まちづくり条例をその当時、課長時代にやりましたけれども、このまちづくり条例を作ることによって、例えばインターチェンジの側には、これは風俗が来ます、あります、どこのインターチェンジの側にもその風俗があります、ファッションホテルができるんです。今、竜北エリアはまちづくり条例がないから、そのようなものが来ても何も規制がかけられない。都市計画区域でもない、町がまちづくり条例も作っていない、都市計画区域外なんです。だから、宮原町時代には都市計画区域外だから、町としてのビジョンをどういうふうにするか、ここのところは住宅エリアにします、ここのところは農地を大事に守ります、そういうふうにはまちづくり条例を私は竜北にも広げてほしい。

合併当時は、浜田町長はやると言っていたんですよ。ところが、そのまちづくり条例も残念ながら頓挫してしまいました。また、町長は「いろいろ提案してくれ、大いに提案をいただきたい」と言われていますけれども、この6年間ずっと提案してきました。企業誘致にしても、高齢者タクシー券にしても、ハウスの団地化にしても、このハウスの団地化については前回答えがありました。もう既に団地化はできています、それも竜北地区2カ所をちゃんと場所を上げて言われました。じゃあ、そこに例えばトマトの団地化をやったんだったら、トマトの選果場がすぐ側にあつて、みんながそこで一連の作業ができる、イチゴを団地化したんだったらイチゴの作業が一連の作業がそこでできる、あそこに行ってイチゴを作りたいというようなのが、私は団地化、ハウスの団地化と言っていたんですが、これはもう、町長が既に団地化ができていると言われますから、それはそれで、町長のお考えとしていいでしょう。

それから、一部事務組合で、「ごみ処理については6カ町村でやってきました。そのことは江寄議員もちゃんとわかっているでしょう。氷川町のこれからの行く末を考えた中で参画していただきたい」とお答えがありました。これについては、この議会で町長はこういうふうに議員に言われております。「八代市が環境センターを造るといふときに八代市に対して、事業費がいくらなのか、町の負担がどれだけのなのか、そういうのがわからないうちは、入るか入らないか、私は決めかねています」と議員には説明があったんです。ところが、今は広域ありきです。それならば、

私はその時点で事業費がいくらになるか、負担金がいくらになるか、広域ありきならばごみ処理がこうなるということを想定できているわけですから、6カ町村でやっていますので、それならばその時点から八代市が打診してきたときに、私は広域でやらせてほしい、その代わり負担金はなるべく少なく、そういうふうな議論の中に入っていきべきだったと思います。ただ、町長は、そのときに、そういう事業費がいくらになって、この氷川町の負担金がわからないうちは入るか入らないかという決断はできない。もし、事業費が高くて、負担金が高かったら入らないこともあり得るという表現と一緒にあったんです。だから、私は、私の町長の考えは、それは間違いなかったと思うんです。事業費が高くて町民に負担がどんとかかるようでしたら、私は単独で、例えば一般廃棄物、これは業者のほうに委託をすとか、いろいろ、ごみの量を減らす、今回水切り器が出ましたけれども、ごみの量を減らす、生ごみだけを回収する、リサイクルはリサイクル場をちゃんと造って、ごみをリサイクルしていく。この1万2,000人の人口だったらできるんです。氷川町だけでごみ処理はできるんです。でも、あの時、そう言われたとき、私は賛成したんです、そのとおりだと。広域ありきじゃない、氷川町だけでごみ処理はできる。そういう視察もやりましたよ、ちゃんとやっているところはあります。私は、今、広域ありきで町長がその話をされている。負担金がいくらかもわからない。でも、広域ありきですよ、もう。考え方が、議会に説明した考え方が二転、三転はしてないですね、二転しているんですよ。だから、その最初の意見を貫き通す。で、6カ町村でやっているから、これは同文議決が必要なんで、うちが「うん」と言わなければ、向こうはできない。

30年にオープンしたときに、八代市のごみは全部向こうに行きます。こちらの焼却場については話し合いを延々と続けていくんです。そのうち、こっちが使えなくなるんです。そういうふうなごみ処理に対する考え方、やはり一貫性を持ってほしかったなと思います。でも、合併の議論に参画してくれと言われますが、私は合併というか広域処理の議論に参画していただきたいなと思っていますと言われますが、私は広域に別にしがみつ়必要はないというふうな考え方を持っております。上田議員、ゆっくりお休みください。

「市と町になったから、八代市と氷川町になったから自由にせろというような、そのような議論はないだろうと思っています」というふうに町長は答えられたんですよ。10分の1のこの氷川町、市が大きな175億で落札したんですかね、そっちのほうにはもうそれだけのお金を使っているからごみを集めなきゃいかんのですよ。だから、こっちの議論、合併当時、八代市の議員さんたちが言っておられました。合併当時、「あんたたちは自分たちでやる。だから2町抜けたじゃないですか。

今回は八代市に入れさせてください、それはないでしょう、自分たちでやればいいじゃないですか」と言われるのが、今の八代市の考え方じゃないかなと思っています。

そこで、私は1つ、非常に残念なことが、前回の質問で、町長答弁をいただきました。「中心市街地活性化事業、旧町時代にされました。そのあたりの検証をされているかどうかわかりませんが、しっかりそのあたりも検証をしていただきたいなと思っております。中心市街地の整備をした、その成果が本当に表れたのか。商店がなくなってしまいましたよ、残念でございますよ。何のための中心市街地整備だったかということをし少し反省して、検証すべきじゃないですか」、これ、町長の発言ですよ。合併当時、私は宮原町役場職員にいて、国道推進課長をやっていて、あの国道改修含めて中心市街地再整備の担当を課長をやっていました。中心市街地の整備はまだ1期目だったんです。合併のとき中心市街地は継続するという約束がなされていたけど、結果的に浜田町長も藤本町長もやられませんでした。まだ1期目です。2期目、3期目、これは通産省の許可、建設省の許可を得て、ちゃんと計画どおり補助金を出していただくことになっていた。ところが、その中心市街地の整備できなくなった。町長がやらなければならないですよ。

そこで、私は、「中心市街地整備の成果が本当に表れたのか、商店がなくなってしまいましたよ、残念でございます。」この言葉は、私は旧宮原町の町長さんたち、議員さんたち、それをやった行政に携わった役場職員、それから旧宮原町の町民に対して非常に、あの中心市街地を、私は愚弄した言葉だなと思いましたよ。商店がなくなりました、じゃあ、どういう商店があったと思いますか。私はその当時の私の手帳を一回もう一度見直したんですよ。そしたら、あそこに並んでいて、写真も持っています。国道筋は角に石橋茶わん屋さんが閉まって、スナックのお店が閉まって、その隣には閉まった喫茶店があって瓦が落ちていますよ。その隣には伊藤パーマ屋さんがありましたよ。もう高齢で、店は後継者もない、続けられない。その隣りに後継者がいる宮崎床屋さん、その宮崎床屋さんは、この中心市街地の再整備で建て直しましたよ。こちら側から行くと、東京堂薬局、これはお母さんが免許を持っていて、東京堂薬局も、もう今にも閉まる状態でした。それから反対側にいきますと、その並びで中村下駄屋さんがあったと、これは写真をやっていたが、まだ若かったので新しく店を反対側に造り直されましたよ。それから、ここに座っている副町長の平自転車屋さん、ここももうあと閉まるだけです。その隣の奥村かまぼこ屋さん、ここももう細々とほとんど、勤めに出ていかまぼこ屋やっていませんよ。その次の角にあった宮崎ガソリンスタンド、これは5年以内に法改正でタンクをやりかえなければいけない時期に来ていましたよ。それで、もう国道

改修関係なしに店を閉めよう。後継者いましたけど、後継者がやらない、店を閉めようとしていたんですよ。だから、もし、この中心市街地をやらなかったら、あそこは全部シャッター通りになっていましたよ。今、見てください、後継者がいるところは建て直して、園田菓子屋さんだってそうですよ、宮崎さんだって、そう。竹山さんだって、そう。みんな、この国道改修に伴って補償金で建て直されましたよ。きれいになりました。セブンイレブンだってそうですよ、この改修がなかったら来てないかもしれませんよ。

そういうふうには、町長は一言で「お店がなくなった」と言われましたが、これは必然的に、残念ながら閉めなければいけないお店、八百屋さんもありました、谷本八百屋さん、ご夫婦で一生懸命やっておられました。ああ、やっと国道改修で新しい家を建てられて、やっと年金生活、いつ閉めようかと思っていた、もうそんな店ばかりだったんですよ、後継者がいないところは。それを一言で、「商店がなくなってしまいましたよ。残念でございますよ」これはやっぱり非常に町長として言うてはいけない言葉じゃなかったろうか、そう思います。

中心市街地道半ばにしたのも、あなた。それを、中心市街地の1期だけで成果をみれ、2期3期をやらなかったから、1期が失敗したから2期3期やらないという言い方だったですね。皆さん、この国道改修で、あそこの交差点、私は昔の写真を見て、ああ、このままじゃなくてよかった、中心市街地の再整備、交差点改良してよかった、平岡町長が担当させてくれてよかったと、私は今でも自負していますよ。しかし、「店がなくなってしまいましたよ、残念ですよ」と一言で町長が片付けたことに対して、どうしてもこの場で町長にそうじゃないですよ、そういうふうには思っていたきたい。

宮原町がやったことは失敗じゃないんです。宮原町の町長、宮原町の議員さんたちが賛成したこと、これを否定したらいけません。私は、一生懸命、町長も、平岡町長も議員さんたちも、町をよくしようとやったんだけど、店がなくなって商店街がなくなりましたよ、そういうことを公の場で、議場で平気で言えるような町長になってほしくない、そういうふうには思います。反省と検証をせろということですので、私は、その反省としては1期で終わったことは非常に残念だった。検証せろ、お店のシャッターが閉まる前に、新しいお店に後継者がいる人たちが新しいお店で頑張っている、筒井床屋さんも、そう。今ある、頑張っている商店の人たちに失礼ですよ。これはどうしても、この議場の場で私は言わなければいけないと思います。

そこで、商工業の活力向上については、「商工会に議員が2人も理事でいるじゃないですか、もっと提案してくださいよ」と言われた。そうなんです。提案しな

きやいかんのですよ。今回、提案をその言葉から、商工会のほうにこういうことをやったらどうかという話をいたしまして、今回予算を付けてもっているんじゃないかなと思います。

それで、この商店街再整備、それから商工業活力、この（イ）の部分については、私はそういうふうに町長の考え方を変えていただきたいなと思っております。

（ア）の農業政策についてですが、先日、県の農業コンクールに入賞された方の祝賀会がありました。その祝賀会で受賞された1人の方とお話をいたしました。この方は農協に加入されておられません。頑張って個人農家として努力をされておられます。そういう方が秀賞をいただいている。町長は、この農業振興について、JAさんとしっかりタイアップしながら農業関連企業の誘致及び農業政策をやっていきたくないと答弁されました。今、農協離れ、随分進んでいます。その祝賀会の席上で若手農家の人たちと話す機会がありました。今回、「い草やめます」、え、どうしてい草をやめるんですかと、あのときブロッコリーだったですかねカリフラワーだったですかね、そっちの方に切りかえていきますよ、どうしてですか、い草はもう作らないんですか、「もう作りません」。農協に入っていますか、「い草は入っていました。今回カリフラワーかブロッコリー作るんだけど、これはもう契約栽培ですから非常に安定します。安定するので、そちらのほうに変えていきます。農協にはあと2年、い草が原草が残っているのであと2年打ちますから、農協にはあと2年はいます」。あとは、彼が受賞した人と同じように農協から離れて個人で農家をしていきたいと。これは頑張れば頑張ったほど収入が上がりますからというのが、若手農家の人たちの考え方、すべてとは言いませんが、そういう意見の農家の人が多いんじゃないかな。今、町長は、集落営農組織を推進されています。この前も吉野地区のアグリ吉野設立について農事組合法人が設立されました。また野津地区の野津南が7日に設立されております。この農業に関して、広域化する、集団化するということを推進されていますけれども、この集団化というのが果たしてどれだけ農家にとっていいのか、私は聞いてみましたよ、その若者に。「いや、1人でやりますよ、頑張っただけ収入がありますから」、農事組合には入らないんですか、「農事組合に入っても形だけでしょう。その地区で入れと言われれば、その地区の人たちと違う道は歩めない」、そういう若者多いんですよ。

うちの議員さんの子どもさんにも頑張っている農家をやって、い草を作っている子どもさんもおられます、その方とも話をしました。「仕事は今までどおり家内工業でやれば負担も少ない、頑張れば頑張っただけ入ってくる、私はこのままいきます」、そういうふうに話をすることができました。

そこで、町長に、前回で答えをいただきませんでしたでしたが、集落営農組織を一生懸

命やられていますけれども、その集落営農組織と個人農家との関係。町長は機械が共同利用できる、維持管理の効率化ができると言われてはいますが、果たしてこの農事組合法人を作って、そういうことが、その若手農業者にとって本当にいいことかどうか、その話を聞いて疑問に思ったんです。ですから、集落営農組織と個人農家対策との関連性が非常に曖昧になってきている。どちらをやるか、もう集落営農組織、農事組合法人を作らないと町は応援しませんよという姿勢なのか、それとも、この前、祝賀会をやったように、個人で頑張っている人、頑張れよ、個人も、個人は個人、頑張れよと、集落営農に入らなくても、やったらやっただけ金が入るんだから、それでも秀賞をもらうぐらいの頑張り屋だから、そっちのほうで頑張れよという形なのか、そこがどうも私にはまだ曖昧で見えてきません。そののところをどういうふうに町長は捉えているのか。これから検討しますというんじゃなくて、いい考えですねというんじゃなくて、私は集落営農と個人農家がどういうふうにやっていくのか、そのところを町長の考え方を伺いたしたい。

町長はこう言われました。「どうするのか、どうするのかって、そればかり私は言うけど」と言われましたが、どうするのか、それを方針を話すのが町長の役割なんです。この氷川町をどうしていく、こういうふうにしていきたいと話すのが町長の役割なんです。町長どういう考えを持っていますか、私はこういう考えを持っているんだけど、町長のご意見をお伺いしたい。たびたび提案しましたけども、それはそれで検討しますで終わっていますので、どういうふうにこれから先、氷川町、10年後進めていきたいと思っているのかという事が大切だと思います。その方向が見えなければ、私はもう小さな合併でよかったかどうかの賛否を住民投票すべきだと、町長が方針を示してくれなければ10年後の氷川町は見えないんです。今度、第2次総合振興計画ができますけども、これも先ほど、前回ですか、第1次総合振興計画があるんだから、それに則って継続すると言われた。私はそうじゃないと思うんです。第1次総合振興計画でここが悪かった、こういうことを今度はしたい、新しいものを入れる、それが計画なんです。継続は力なり、継続だけじゃいけないんです、前に進む、上を見る、そういうことをぜひ私は藤本町長にやってもらいたい。

この前の新年の祝賀会だったですか、「人口ビジョンを作りました。2060年目標人口8,000人です。」藤本町長は胸を張って言われました。私はそのとき寂しかったですよ。何もしなければ六千何百人になりますが、8,000人で頑張ります、私はそうじゃないと思いますよ。人口減少を胸を張って、国全体が下がるから、うちも下がりますじゃないんです。私は、八代市からでも宇城市からでも宇土市からでも氷川町はこんなに住みやすい、氷川町はこういうことをやっている、

人口は増やさないにしても維持していきたい、60年後、私は1万2,000人、60年後だって維持しますよ、そのくらいの力強い言葉がほしかったなと思います。

それで、今、あの農産物関連企業の誘致対策については課を作るつもりはない、担当係も作るつもりはない、前回の答弁で。ただ、今、検証をやっているから、それを見てやりましょうというのが、機構改革、行政評価を昨年からやっているの、その行政評価に基づいて考えましょう、私は企業誘致担当係を決めてくださいよと、行政評価をやっ、それに基づいてやるかやらんかを決めるじゃないと思いますよ。インターチェンジができた、企業が来ますよと言っているんだったら、インターチェンジができる前に企業誘致のための担当課を作る、担当者を置く。行政評価、そういうことじゃない。私はそういう意味で、この企業誘致についても、町長の姿勢として、もっと前向きにやっていただきたい。そういう考えがやはり行政評価を待って考えられるのかどうか、もう一度確認したかったんです。

次に、宇城インターチェンジの件ですけれども、このインターチェンジを立ち上げたとき、議会への報告は実際にはインターチェンジ、合併当初造るという話はなかったんですが、浜田町長が合併した途端に方向を決められて造ることになったんですけれども、そのときの説明では、そのときにはもう藤本町長に代わってましたね、「1億でできます、氷川町の単費は1億でできます」とお話をされました。今日のご挨拶の中でも、「2年遅れましたが完成しました」と言われました。

それで、私は宇城氷川スマートインタチェンジ及びアクセス道路をどのくらいでできたかということを少しデータをいただきました。当初の1億から、最終の町の単費は2億5,465万7,221円、2.5倍、私は5億ぐらいかかったかなと思っていたんですけれども、その半分の2億5,000万、2.5倍のお金がかかって2年遅れて今回完成したということですので、(ア)については答弁は要りません。

そこで、これからのこのインターチェンジの活用施策について、どうするんだと言うと、また、藤本町長から怒られるので、私はあのインターチェンジのバイパス及びインターチェンジ周り、ここの農振除外をまず最初に町がやるべきだと、今からでは遅いじゃなくて、今からでもやるべきだと思いますよ。一度、中を走りましたけど、ぐにぐに曲がっていますがインターチェンジにはたどり着きます。その両サイド100メートル、ここの部分は農振を除外して、まちづくり条例を作って、そういう風俗は来たらいかんよ、インターチェンジができれば企業が来ますと言われた、トラックターミナルが来るかもしれません、そこのエリアも農振を、ここに呼びたいなという計画を作って農振を除外すればいいんです。私はそういうふうなインターチェンジの活用、昔、議員さんがインターチェンジを積極的に活用するためにETCを助成したらどうかという話がありましたけれども、これはETCの助

成は一蹴されています、やりません。高齢者、これだけ高齢化率35%以上になってきて、高速道路に高齢者の方たちは乗らんとにはなるとは言われていますが、できあがったんですから、できあがる前にやらなければいけないこと、私はたくさんあったと思いますけれども、できあがったから、今からでも遅くないので、ぜひこのインターチェンジ活用施策について、今、町長がどういうふうを考えているのか、こういうことをしたい、専門学校を誘致したい、私立の高校でもいいから誘致したい、その場所をここにしたい、そういうふうなプランニングが、私は第2次総合振興計画に載ってこなければいけない。第1次を周到するだけではないかんですよ。そういうことを私はインターチェンジについて提案をしていきたいと思いますが。小中高一貫教育も含めて否定されましたが、高校誘致も東藻琴村、今は大空町、ここには高校が2つありますよ、町の高校が。うちの町で高校ができないわけじゃないですよ。県が高校を減らすのであれば、うちの子どもたちのために高校を造ってみよう、高校を造ってやろう、そういうふうな発想が私は必要じゃないのかなと。高齢者ばかりの町に、高校生の生き生きとした声が響き渡ってほしい。

先日、私、さくらの風呂に行きました。どうも話は聞いていませんが、あそこにあるデイサービスがなくなるそうですよ。どこでどう決まったのか知りませんが、ここの竜北の竜翔センターに向こうのデイがいくそうですよ。誰から聞いたんですか、「三浦議員から聞いた」、ああそうですか。それで、その職員に聞いたら、「はい、もう2月ぐらいから準備に入っています。県への申請ももうやっています」。それは社協のことだから、議会に報告する必要はないでしょう。さっきの子ども議会と一緒に議会に報告する必要はないけど、町民の人たちは一生懸命聞いていましたね、風呂に入って。ただ、その風呂で日大の子どもたちが来ていました、それと同志社の子どもたちが風呂に入ってきました、大学生が七、八人。そこで話をしました、ああ、いいな、この若い子たちがこのサウナに入ってきて、いろいろ氷川町のことを話をしておりました。今回の総合戦略に、町長はこの大学生を誘致する、大学生を来るような町にするんだ、ここはもう大賛成です。ぜひ、その道を歩んでいただきたい。

今回、前回に続いての質問ですけれども、この2項目について簡単で結構ですので、町長のご意見、私が、今、前回に比べて言ったのと同じようにご意見を少しいただければと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江岸悟君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、氷川町・10年後のあるべき姿について・産業の10年後についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） まず、（ア）につきまして、農業振興課からお答えいたします。

1つ目、集落営農組織対策と。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） この前、議運で決まったじゃないんですか。町長に答弁を求めますと言ったときには、町長が立って、担当課長に説明をさせますと、そう言ってほしい。議運どおりにやっていただきたいんですよ。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回も江寄議員からご質問がありました。朗々と江寄議員のご意見を聞かせていただきまして、参考になる部分、また私自身も反省する部分もたくさんあったのかなと思っておりますが。核心の議論はもう時間がありませんので、多分できないと思いますが、感想だけ述べさせていただきたいと思っております。

産業の10年後の分につきましては、これまでも何回となく議員とはやり取りをしてきたかなと思っておりますけれども、別に目新しいことをすることが10年後の産業を作ることじゃないんですよ。これまでやってきたことをしっかりとこれからも続けていく、その中でやはり変えるべきところは変えていく。農業でいいますと、農業の経営のあり方を、今までの個人の経営から集落の営農へ変えていく部分も必要であろうと。だからといって個人経営を無視するわけでもございませんし、要らないというわけでもございませんので、そのあたりはご心配なくお願いをいたしたいと思っております。

また、商工業の部分につきましては旧町時代の政策を、私も別に失策と言った覚えもございませんし、それを愚弄するつもりも全くございません。ただ、そのことをやはりやられた皆様方もしっかりとこのことをやって、どうだったのかと、今日も議員が自分自身でやられたことを自分自身で検証をされましたし、反省もされましたので、もうそれ以上、私は述べることはございませんけれども、別にそれが無駄だとか失策だというつもりは全くございません。そのことを踏まえて今後の政策をどうしていくかということを真摯に議論していきましょうということには、大いに議員と一緒に議論を続けさせていただきたいと思っております。

2番目まで、（1）だけでよかったですか。本当は各課課長が議員にしっかりと町の政策をお示しをしたいということで大分準備をいたしておりましたが、時間がございませんので簡単に私の所見を述べさせてもらいましたが、どうぞ個々につきましては、どうぞ日頃からそれぞれの担当課長なりにもお話をいただければ、今、町がどういった考え方で、どういった政策を進めているのかというのは、より詳しくわかるかと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお話をいたし

ます。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、あと5分話していただければ質問しなくてよかったんですが。私が言っているのは、この中心市街地をやったときに、町長が、「商店がなくなってしまうよ、残念でございますよ、やはりしっかりと反省、検証じゃないですよ、反省しなさいよ」て言われたのは、この中心市街地の再整備について否定的なお言葉じゃないですかということだったんですよ。そのところは、今の話からいくと、私は歴代、宮原町時代の町長さんにしても議員さんたちも、これをやろうと、町民の人たちもそれにしっかりと中心市街地にバックアップしてくれたと思っていますので、町長がその商店の状況も知らないで、商店がなくなりましたよと言われたのが私は非常に残念なんです。もう、いつでもシャッターが閉まる状況にあったんですよ。それを、再度、歩道を付けて、後継者がいるところがお店を造り直した、そういうことをおわかりなんでしょうかと、商店が減った、なくなるべくして、辞めるべくして辞めておられる方たちもおられるんです。だから、隣の平自転車屋さん、お父さん、辞めるときには、もうそこでシャッター閉まるんですよ。平副町長は自転車屋さんを継がないんですよ。だから、そうやって整理ができたんです。できて、今、新しい店、跡取りがおるところは一生懸命頑張っているんですよ。「商店がなくなってしまうよ、残念でございますよ、何のための中心市街地整備だったのか、反省をしてくださいよ」という言葉は、その中心市街地を町長は否定しているんですよ。これは、やっぱり町長として、こういうふうな合併相手のところを非難するような言葉はいけないんじゃないかなと思うんで、そのところは本当にそう思っておられるんですかというところを聞きたかったんです。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど言いましたとおりでございまして、別に私がその政策を非難するものでも何でもございせんが、ただ一方ではそういった声も聞こえてくる場所があるんですよ。議員は自分でやられた、すばらしい整備ができた、自分で検証されました。当然そういったそういった効果もありました。一方の話も、いわゆる、それで本当によかったのかという声もあるということをご承知おきをいただきたいと思っております、そのことが何かというところまで私は言及するつもりも何もありませんが、やはりそれぞれの事業、これまでやってきたことにつきましては、それぞれ検証をし、反省をすべきところは反省をすることも必要かなということでありまして、私が、あのそのものの事業を無駄だったとか失策だったとかという気持ちは毛頭持っておりませんので、そのことはちゃんと受けと

めた上で、今、これからも商店街のそれぞれの政策につきましては、いろんな事業をこれからも組んでいくわけでございますし、応援はさせていただきたいと思っておりますので、そのことはそれぞれの受け方の違いもあるんでしょうけれども、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、あの中心市街地が失敗だったという声もあるんですよ、これはあなたの意見じゃないんですか。よそから聞こえてきた声を言ったんですか。私は、町長がこう思っていると思っているもんだから、よそからの話がそういう声もあります、そういう声もあるでしょう、何をやるにも賛成反対があるんですよ。そういう声もあります、よかったなという声もあります。町長の考えとして、そういう失敗だったという声もあります、それでこれを言ったんですか。町長自らがこう考えているんじゃないくて、そういう声があっただけなんです。だから、その声をここで言った。町長自らは、あそこは失敗だとは思っていない、そういうことですね。それでいいですか。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 別にどなたかの意見にその責任を押しつけるつもりはございませんが、それぞれの事業につきましては、先ほど言いましたとおり、やはり検証すべきことは必要でしょうということをこの前述べたことでありまして、そのことを私自身が否定したつもりは全くございませんので、そのことはどうぞご理解ください。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、検証は必要だと思いますよ。でも、町長は反省せろと言っているんですよ、反省。反省せろということは、町長自らがあれは失敗だったから、反省すべきだと言っているんですよ。検証はしなきゃいかん、それはわかります、今、検証だけしか言われなかった。反省せろと言ったから、これは本当に町長の意見でしょうかと聞き、最後にすみません、一言お願いします。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど、この前も申し上げましたけれども、先ほど、議員のほうは、もうなくなる寸前の商店街ばかりだったからなくなっても当然だという言い方をされましたけれども、もともとのあの事業の発端は、商工会、商店街の活性化計画からスタートしたと私は認識しております。それが、中心市街地の計画にだんだん移行していった。もともとの商店街活性化の計画というのは、今あるその商店を、さらにこれからも続けていこう、そのための活性化のための計画を立てようというところから出発したんじゃないかなという思いが、私自身思っているんですよ。

それが、中心市街地の計画に発展をして大きな整備になった、結果として残るべき商店が残った、もうこの際というところは辞めていかれたということをおっしゃりたいんでしょうけれども、もともとの出発は商店街の活性化計画からスタートしたんでしょうと、そこには今ある商店街も、細々とやっておられる商店街も、これからもやっていけるような手だてをしましょうというところからスタートしたんじゃないですかと、そういった面では反省すべき点もあるのかなという思いも、少し私の心の中にあるわけでございまして、しかし、もうなるべくしてなったんだと議員が言い切ってしまうと、もうそれだけでございますけれども、そういったところは私自身もそういった反省も必要じゃないかという気持ちは持っていたことは確かでございます。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） だから中心市街地を1期で終わらせないで、続けるべきだったんですよ。それをやらなかったから、今みたいな町長の発言になってしまうんですよ。これで終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、江寄悟君の一般質問を終わります。

休憩します。2時10分から再開します。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、片山裕治君の発言を許します。

○8番（片山裕治君） 皆さん、こんにちは。8番議員、片山裕治でございます。通告に従いまして質問をいたします。

1項目、有佐駅前から国道3号までの宮原鏡線の拡幅及び歩道設置について。

氷川町では、平成24年3月、氷川町道路整備基本計画を策定しました。目的は、町民生活における交通環境の改善や地域産業の振興を図るとともに、限界集落の孤立化、救急医療対応や弱者支援などに寄与し、安心できる社会基盤として構築する道路網について検討し、定量的評価手法を用いた客観的な整備優先順位を明確にした上で将来を見据えた本町の町道整備プランを検討するとともに、おおむね今後10年程度を見据えた整備箇所を明らかにすることの目的であります。

道路整備の方向としましては、1、地域の一体的発展を誘導する道路網の整備、中心市街地と周辺拠点連携強化する。適正に機能・配置された道路ネットワークを形成することにより、地域の一体的な発展を図る。産業の育成や都市活力の向上に

寄与する段階的・連続的な道路配置による適切な市街地の誘導・交通処理を図る。

2、産業活動を支援する道路の整備。地域の産業活動を支援する道路として、産業ゾーンと幹線道路を連絡する道路整備により産業活動の活性化を促す。中心市街地付近の各拠点、南北方向の幹線道路の連携を強化することにより産業活動を支援する。町内に点在する観光資源と周遊観光ルート連絡する道路の整備を図り、町内観光のネットワークを結成する。大型車の離合困難箇所を解消することにより公共交通サービスの改善や産業の支援を図る。

3、安心・安全な道路整備。国・県道に依存した道路構成であり、代替道路を整備することにより、適正な道路の分担化が可能となる。また、災害時などの代替道路の確保と緊急活動を支援する。交通サービスの低い地区の道路整備を行うことにより、日常生活を安心して過ごすことができる。小中学校の通学路や商業施設部の歩行者交通量の多い区間への安全・安心な歩行空間整備が必要である。災害時の緊急避難や輸送ルートを確保する信頼性の高い道路を整備することで、安心できる日常生活を営むことができると、道路整備の課題とともに方向性も設定されております。

また、道路基本方針では6項目あり、4項目目の有佐駅バス路線等の交通機関へのアクセスの向上を図る道路整備、5項目目に小中学校や高齢者の地域において交通弱者に対する道路整備とあります。さらに、氷川町土地利用計画が平成27年3月に作成されています。新村地区、宮園地区、下宮地区、西上宮地区の土地利用方針では、暮らしやすい環境創造ゾーン形成として、有佐駅交通利便性と中心拠点、生活の利便性を生かし暮らしやすい環境を創造し、政策的に新居の居住者を積極的に誘導していく新しい住宅地を目指していく。県道沿いでは、暮らしやすい環境を支えていく各種の生活サービス、日常小売りなどの集積力を図るとともに、駅からの連絡道路、駅からのゲートのシンボルとして沿道外観を整えていくとあります。

県道宮原鏡線においては、町内において大変重要な道路としての位置付けと考えられます。氷川町道路利用計画、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、おおむね10年をめどということでも記載されております。町では、沿道外観を整えるとともに、有佐駅利用の通勤・通学の方や車両の町道・国道へのアクセスに重要な道路でもあります。住民の方々の安全に歩行できる歩道の確保と、スムーズな車の離合が望まれております。しかしながら県道でありますので、氷川町といたしましても県に早急な事業計画をしていただくためにも、(ア)有佐駅前から国道3号までの宮原鏡線の拡幅及び歩道の設置を要望すべきではないのかお尋ねいたします。

2項目、公務員住宅の建設について。

氷川町内には、氷川警察署の官舎が幾つかありますが老朽化が進んでいます。しかしながら、氷川署員の方々は管内に住居を移す必要があるために、家族を持っておられる職員の方も官舎の老朽化や不便さを感じ、ほとんどの方が単身での生活であります。警察官舎の案件は県の事業かと思いますが、県では現在新しい職員官舎の建設計画はないと聞きます。また、熊本市内の独身の官舎では、民間のマンション・アパートの借り上げをされているとのこと。

そこで、氷川警察署も28年度をもちまして八代警察署に統合され、29年4月より機動センターとして運用され、新しく移転先の建設ができ次第移転と聞いております。新しい機動センターでも約35名の方々が勤務されるようです。警察官の方々が安心して仕事をしていただくための住居環境整備を必要と考えます。そのためにも、家族とより良い生活空間の確保をし、仕事に励んでいただくためにも、住みやすい住宅の提供をしてはどうでしょうか。氷川町では、子育て支援や教育の充実、中学校までの医療費の無料化などの政策が充実しており、さらに有佐駅があり、熊本市内までのアクセスが容易でもあります。新しい住宅の環境整備が整うことにより家族そろっての転勤も1つの選択肢になり、小中学校への転入、または人口増の期待や税収においても維持・増収につながります。また、氷川町の職員の方三十数名が町外に住んでいます。いろいろな事情があると思いますが、住宅、アパートが少ないとも聞いております。

そこで、公務員住宅建設事業を推進することで職員の方々が町内に在住し、町の情報を提供、生活、災害時などのときには判断と指導力を発揮していただき、住民の皆様の安心・安全にご尽力いただけるものと思います。効果は十分にあると考えます。

(ア) 町内に公務員官舎及び役場職員住宅の建設の計画をされたらどうかを質問いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、有佐駅前から国道3号までの県道鏡宮原線の拡幅及び歩道設置についての答弁を求めます。建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、(ア)についてお答えします。

県道鏡宮原線は、主要地方道八代鏡宇土線を起点として、八代市鏡町の交差点から国道3号の宮原交差点を終点とする県道であります。道路の規格は、道路構造令でいう3種4級で、片側1車線の車道幅員5.5メートルに、路側帯を含めて道路の全幅員は7メートルであり、指定最高速度は40キロとなっています。

道路整備の状況は、国道3号宮原交差点の改良にあわせて一部歩道が整備されています。また、有佐駅前からの八代市道と連結する信号があります交差点から、線路をまたぐ歩道橋までの区間に歩道が整備されております。

平成22年道路交通センサスの一般交通量調査によります交通量は、小型車4,517台、大型車229台の合計4,746台であり、平成17年度道路交通センサスの交通量調査4,854台と比較しますと108台減少しております。

県道鏡宮原線は旧町村の中心部を連結する路線でありまして、民間バスが運行する、地域住民にとりまして重要な路線であります。道路の状況を見ますと、路線沿いに住居・店舗等が立ち並び、有佐駅を通勤・通学に利用されている歩行者などは路側帯を通行されています。合併10年を経過しましたが、西上宮地区、宮園地区、新村地区からの道路拡幅及び歩道整備についての要望は提出されておられません。なお、有佐駅前からの八代市道駅前旧県道線及び八代市管内の県道鏡宮原線の道路拡幅及び歩道整備の要望について八代市に確認しましたところ、要望等はないとのことでありました。

道路整備について県に要望、県に確認しましたが、町が要望をする場合、地権者の同意及び費用対効果、並びに町のまちづくりの考えが重要になるということでお答えがありました。先ほども申し上げましたように、県道両側に住居及び店舗等が密集しております。道路拡幅及び歩道整備事業は難しいものと考えておりますので、熊本県への要望は現在のところ考えておりません。

以上で、(ア)についての答弁を終わります。

○議長(永田義昭君) 片山裕治君。

○8番(片山裕治君) 課長が説明されたように、今の道路の状況とか危険性というのは十二分にわかっておられると思いますけれども、現に朝夕の通勤・通学時間帯には歩行者、自転車、車両が大変混雑する状況であり、交通事故の危険性も高い道路でありますので、そういうのもやっぱり考えていただき、まちづくりの、今、事業を進めておられる土地利用計画にしても総合戦略にしてもまちづくりの中の一環につながるのだらうと思いますので、ぜひ県と少し煮詰めていただきながらお話を、町長、進めていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。答えていただいたら、後の質疑に移らせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長(永田義昭君) 町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 今、課長が答弁をいたしました。現実的な問題で答えたのかなと思っておりますけれども。議員がおっしゃいましたとおり、町の道路整備計画あるいはその他の計画にもその計画はきちんと位置付けをしているところでありますし、一番大切なことは、やはり有佐駅の所在地であります八代市さんとやはり氷川

町の連携というのにも必要かなと思っております。そういった意味では、昨年の3月23日に八代市・氷川町の定住自立圏構想の協定を結ばせていただきました。これからはそういった中でいろんな八代市との協議は進めていかなきゃなりません、まさに連携という部分でそのあたりが今後協議をする機会があれば、逆に八代市さんあたりに私どものほうから提案をして、有佐駅前の再開発といいますか、その道路の整備も含めましてそういった提案はできるとしておりますし、協議もできるとしておりますので、そのことがやはり氷川町への定住の促進につながっていけば、またいい効果が表れるわけでございますので、無駄なことではないと思っておりますので、これからまた八代市さんとのほうとの、まず協議を詰めて、そして八代市・氷川町の要望として県に持っていった方が、より現実味を帯びてくるかなという思いがありますので、そういった協議はさせていただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君。

○8番（片山裕治君） ありがとうございます。

八代市と連携しながら、やっぱり環境整備を含めて道路整備のほうも早急な改良をお願いしたいと思います。期待しておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、公務員住宅の建設についての答弁を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 新しいルールができたようでございますので、知っておればそのようにしたいと思いますが。今後はそのように申し上げたいと思いますが。

まずは、2項目目につきましても、課長のほうから答弁をさせまして、その上でまたご質問があれば受けていきたいと思っておりますので、担当課長より説明をさせたいと思います。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 2項目目の（ア）についてお答えします。

公務員宿舎について、町が所有する宿舎は、椿地区にあります下水道住宅2棟2戸があります。これは昭和56年に建設されております。現在、宮原浄化センターを指定管理者に運営していただいておりますので、1棟は緊急時に早急な対応をしていただくために入居されており、家賃は3万円であります。また、1棟は道の駅物産館の職員に賃貸している状況にあります。その他町内には、公務員宿舎として警察関係の宿舎が新村地区、早尾地区、椿地区にあります。また、氷川ダム管理所の宿舎が新村地区にあります。

役場職員のための公務員住宅の建設を計画されたらとのことでありますが、現在、町では行財政改革を進めており、既存建物の有効活用、並びに統廃合について今後

は検討する必要があります。

熊本県の職員宿舎につきまして、先ほど片山議員さんのほうから説明がありましたが、調べてみましたのでご説明いたします。

知事部局が一般宿舎43棟、幹部宿舎39棟、教育庁の宿舎が一般宿舎211棟、幹部宿舎76棟、警察本部の宿舎が一般宿舎166棟、幹部宿舎25棟ありまして、合計560棟、2,513戸の宿舎を保有されております。県では、職員住宅のあり方について検討され、基本方針を定められております。その背景としては、民間における住宅供給が充実するとともに交通基盤の整備、モータリゼーションの進展により通勤圏が拡大し、県が職員の住宅を供給する必要性が低下していること、職員住宅入居者と民間アパートの入居者とは家賃負担の格差が大きいこと、入居者が固定することで職員間に不公平感が生じることとあわせて、行政に対する県民の関心が高まる中で給付的な福利厚生事業に批判的な意見が強まっていること、また福利厚生のニーズが多様化しまして、民間企業においては福利厚生としての住宅施策の転換が進んでおります。このようなことから、県では新たな職員宿舎の建設は行われておりません。老朽化、利用の状況により順次廃止することとされています。

なお、近隣の自治体の状況について確認しましたが、八代市及び宇城市においても職員住宅はありません。災害などの緊急時等においても町職員が居住地から役場へ参集することができるため、職員住宅の建設は必要ないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君。

○8番（片山裕治君） 説明していただいたんですけども、私が言いたいのは費用対効果を考えて、官舎が住民からのやはり批判があるとか大事じゃなくて、ちゃんとした計画を立てれば、町としても人口増につながるし、子どもたち、さっきお話しましたような中学校のクラスの編成なんかにも関わってくることだと思うんですよ。実際に、ある自治体で県、国の補助金を今までの公営住宅の感覚で利用して住宅を建設されました。しかし、入居にあたり、公営住宅の場合は入居にあたり、県または国の事業でしたら条件に縛りがあります、ということで、自治体が期待していた効果がなかったそうです。次に、2棟目から建てていかれるんですけども、自治体では単独事業として住宅建設を自治体が求める入居者、こういう住民の方に住んでいただきたいなということで地域に合った入居条件を整えることによって自治体が望んでいた効果があったそうです。

含みを入れてお話していますけれども、そういったことを考えて、警察官舎の場合は、今、熊本市内の場合は独身寮として今、アパート・マンション等を20年とか30年契約の形で何十世帯分というような形で借り上げされると。そういう話が

決まりましたら建ててもいいんじゃないかなというようなことでの私の質問だし、また、職員の方も、若い人から結婚されて地域外にというのは、氷川町内に住んだらどうかというのはもう2回ぐらい氷川町になってからも質問等があります。全然、なかなか、逆にもう1人が出れば、また2人3人と、ちょっとつながっているみたいですので、ぜひ住居の確保というか職員の皆さんが地域にいてくれたら、やはり住民の方も安心すると思うし、またそれで職員住宅だから安くしろということではなくて、返済に合った特公賃の住宅並の入居者の料金ですか、そういうようなを設定すれば何年返済でいくらだったら合うのか合わないのかとかいうのも出てくると思うので、やはり姿勢を正していただいて、やはり自分のところの町はこれだけいいんだぞというような、職員の方だったらやはり氷川町内に住んでいただけるものと思っています。何らかの事情であって町外に住んでいる方も、家を建てられている方もおられると思うんですけども、今からある程度、年齢的に家を建てられるとか、結婚されて住居をアパートを借りなければいけないという方のために、やはりそういった住宅の福利厚生の中で住宅の提供も考えていただけないものかなということで、今回質問させていただきました。

町長、最後に一言答弁していただいてよろしいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 町内に公務員宿舎あるいは職員住宅を建てたらどうかということでございますが、基本的な考え方は今、課長がお示しをしましたとおりでございまして、住民感情あるいはそういった費用対効果の部分も考えますとなかなか厳しいものがあるのかなという中で、現在あります県職員の官舎等々につきましては、かなり老朽化が著しくございますので、今後県のほうに、できればリフォームなり、あるいは新しく建て替えるなり、そしてこの地に住んでそれぞれに勤めていただくような環境をつくっていただきたいということは、ぜひ要望してまいりたいと思っております。

町職員の官舎等につきましては、先ほど言いましたような部分がございますので、その部分はやはり以前からいろんなやり取りの中で、今あります町営住宅をどうするのかというのも大きな1つの課題でございまして、使えるところはリフォームをしているんですけども、もうかなり老朽化しております。そのことをどうするのかというのはまだまだ、なかなか、その方向が見えてきていないのが現実でございまして、そういったところをきちんと整備することによりまして職員がまた町営住宅を活用するということが可能であろうと思っておりますので、そういった視点から、部分から、新たにどこかにボンと造るのじゃなくて、今あります公共の町営住宅をどうするかという議論を少し深めたほうがいいのかという思いがございます

ので、さらに議論を深めていきたいと思っておりますし、先ほど言いましたとおり県の、今ある氷川警察署が八代警察署と統合されます。来年の4月からということでございますけれども、そうなりますと当然職員の官舎はどこにするのかという議論もこれから出てくるのかなと思っておりますが、実は今、警察のほうも独身の官舎が足らんそうございまして、私の息子も警察官でございますが、今、民間のアパート、高い家賃のアパートを借りて、その所属する警察の近くにアパートを借りて住んでおりますけれども、もうそういった実態、現実もあるわけでございますので、できればこの地にそういった部分での若手専用の官舎があってもいい話でございますので、その部分はぜひ要望してまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君。

○8番（片山裕治君） 氷川町では、今、町長が進めております子どもの支援に対してはすごく充実していると思います。教育にしてもやはり力を入れていただいております。そういった中で、やはり町内に住みたいという方も、やはりお話を聞けば、たくさんおられるみたいなんですよね。住むところがちょっと見つけても、ないというようなお話も聞きますので、また職員の方のお話も聞かれて、どういったことで町外なのかというのをもう一回ちょっとお話をしながら、今後建設に当たっても検討していただきたいということを要望しまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 以上で、片山裕治君の一般質問を終わります。

次に、1番、河口涼一君の発言を許します。

○1番（河口涼一君） 本日最後の質問者になりました1番議員の河口です。本日は通告に従いまして、1項目、八火図書館の利用状況についてということで細目が2つ、（ア）として、利用者数・貸出冊数などの実績はどうなっておりますか。（イ）として、図書教育・文化活動など今後どのように進めていくお考えなのか。また、利活用、利用方法をどのように考えておられるのかということでお尋ねをしたいと思います。

質問の背景を少しお話をいたしますが、午前中に町長のお話もありましたけれども、私たち町民が待ち望んでおりました八火図書館がリニューアルされまして、あと二十日ほどで丸一年になるということでもあります。今回、私は図書館大好き町民の代表としてお礼と感謝の気持ちを込めながらエールを送る意味で質問をいたしましたと思いますが、ぜひこの機会にPRをしていただいて、こういうことも考えているよとか、これから先、まだまだこういうこともやっていきたいということをどんどん積極的にお話いただければと考えております。

この図書館といいますのは、古くは古代のエジプトの時代からあったということ

で魂の治療所と呼ばれていたそうです。読書をすると頭の回転がよくなって、語彙も想像力も豊かになりますし、たくさんメリットがあるわけですが。これから新しくなりました図書館を、私たちは十分楽しめる、満足のできる自慢の施設であると思っております。そして、地域が自信を持つ、自信を持ちながらそこで暮らしていくというのは非常に大事なことです。今後この図書館を利用して、どしどし有為な人材、頼もしい人材、感性豊かな人材をたくさん育て、そしてその人材が巣立って活躍をする、地元に戻って活躍をしていただきたいところですが、地元におられなくても、その能力、スキルをフィードバックしてくれるような人材をどんどん輩出をする、輩出をする町だということで、自他ともに認めるそういう図書館を起点にしてまちづくりができたかなというふうに思っております。そのことが、私が日頃申し上げることもあります、氷川スタイルでありますし、氷川デザインではないかと考えております。

この図書館自体、誰にでも開かれた場所でもありますし、情報の収集や、また発信のできる場所として町内外にメリットを発信できるようなことを、これから一緒に考えていながら、さっきも申しましたが、どんどんどんどん頼もしい人材が育っていくことを願っています。

つい先日ですが本まつりがありまして、本まつりで、子どもさんで一番読んでいる、これは児童の方でしたが四百数十冊ぐらい読まれているということで、私が今年になりましてすぐですが、図書館に本を返しに行き、新たに借りましたときに、そこで司書の方に、私どのくらい借りていますかと、データですぐわかるだろうということでお尋ねしたら、4月から12月締めたぐらいで100冊ぐらいだったわけですが、これまで利用してきた冊数からすると半分ぐらいに落ち込んでいましたけれども、それがたまたま私のお隣におられたご年配の男性の方ですが、「じゃあちなみに俺は何冊だろうか」ということでお尋ねがあったところが、240冊ぐらい借りておられるということで、随分そういう意味で勉強されているというか活用されるというか、たくさんいらっしゃるんだということで感心した次第であります。

この、どんどん本好き、読書の好きな人を増やしていくということが結論といえれば結論なんです、そうなりますことを願っているわけでありまして。

それでは、細目につきましては質問席に移りたいと思います。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君の質問事項、八火図書館の利用状況についての（ア）から（イ）までの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（太田篤洋君） ただいま河口議員さんのほうから八火図書館につきましての、そこにあります利用状況等細目について2つご質問いただきました。生涯学習課長

のほうから、まずは現状と今後の取り組みをちょっとお話を申し上げてみたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） ご質問の八火図書館の利用者数・貸出冊数などの実績はどうなっているかについて、まずお答えさせていただきたいと思います。

八火図書館は、昨年4月1日、新たに宮原振興局との複合施設として開館、リニューアルオープンになります、いたしました。もうすぐ開館1年を迎えるところとなっております。

まず、昨年4月開館からの2月末までの図書館の利用状況について申し上げます。貸出者数につきましては7,753人、本の貸出冊数は2万5,776冊となっております。貸出者数、貸出冊数とも、旧八火図書館の例年の同時期の数を上回っております。特に本の貸出数におきましては2倍近くの数となっております。また、図書貸出しに必要な図書カード登録につきましては、旧八火図書館から更新をされた方が510人、新しく登録いただいた方が645人で、1,155名の方に登録いただいております。なお、図書館利用者数につきましてはその数把握は行っておりませんが、ただいま申し上げました本の貸出者以外にも図書館内において読書や新聞、雑誌等の閲覧をされる方もおられます。この数につきましては、旧八火図書館に比べ相当数多くなっているという現状です。

館内にあります多目的室や読書コーナーが一杯になることもあると聞いております。特に夏休みや冬休み等の児童生徒の長期休暇中の利用は多かったと聞いております。また、宮原振興局との複合施設となっておるため、振興局に用事でおいでになった方が利用されているというケースも多くあるようでございます。

続きまして、(イ) 図書教育・文化活動など、今後どのように進めていくのか。また、利活用を考えているのかについてお答えいたします。

新しい八火図書館は宮原振興局との複合施設としてリニューアルオープンいたしました。読書活動等の拠点として、町民の皆さんへの知識、教養提供の場、文化向上に貢献する場として期待されている施設と認識しております。現在、利用いただく八火図書館の蔵書につきましては、開館してまだまもなく、まだまだ十分ではないと思っております。図書館開館の前年度平成26年度より、従前の120万円の図書購入費を400万円に増額、年間約3,000冊の本を増やしていく計画で、5年間で蔵書数を当初の2万5,000冊から4万冊への蔵書増を計画しております。これまでの図書購入の実績といたしましては、平成26年2,805冊、平成27年度におきましては28年2月末現在ではございますが、3,716冊の本の購入をさせていただいております。

八火図書館利用につきましては、旧図書館時に比べ、毎週木曜日につきましては開館時間を2時間延長、午後8時までとし、皆さんの利便性を高めております。これまで仕事等で、平日なかなか来館できなかった方々には好評いただいているところでございます。

続きまして、八火図書館で行う事業につきましては、現在八火図書館では年に一度、11月、県内外の文学にゆかりのある地をめぐるバスツアー「文学散歩」2月には先ほど議員のほうからお話がありました八火図書館の前身八火会館の寄贈いただきました株式会社電通創始者、光永星郎氏命日にちなんで本まつりを実施しております。本まつりにおきましては、事前に募集した読書感想文、読書感想画の中から優れた作品の表彰、また図書館の本を多く読んでいただいた方を多読賞として表彰し、童話作品の人形劇等の観劇等を行っております。本年度は読書感想文に105点、読書感想画に142点の応募があり、素晴らしい作品が一杯ございました。多読賞においては、多く本を読んでいただいた方上位40名の方を表彰しておりますが、年間400冊を超える本を読まれた児童もおられます。

文学散歩、本まつりにつきましては、ともに長年続いている行事であり、また好評を得ている事業と感じておりますので、本に親しんでいただく事業としてこれからも継続していきたいと考えております。

平成28年度からは新しく、図書館内におきまして幼児・児童等を対象としたおはなし会の開催を計画しております。子どもの頃から本に親しんでいただき、本を読む楽しさを育む機会とできればと思っております。また、八火図書館開館にあわせ、昨年より氷川町図書館のホームページも開設しております。ホームページを充実させるとともに、町広報誌等で図書館の活動や新刊等のご紹介をしながら図書館を町民の皆さんにPRしていきたいと思っております。

八火図書館では年4回の図書館協議会を開催し、事業計画等についてご協議いただいております。図書館協議会での委員の皆さん方のご意見、また利用される町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、親しみやすく利用しやすい図書館、本と出会い、知る楽しさ、学ぶことの喜びを感じるような町民の皆さんのための図書館となるように努力してまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは（ア）の利用者数・貸出冊数のところでありませけれども、先ほど貸出者、これははっきりした数字はないけれどもカードの登録者が1,155名ですか、というふうにおっしゃったと思いますが、この貸出者、本を借りられるよという可能性のある人ですが、これを人口で割ってみますと10%にもなら

ないということですね。ですから、利用率というか利用冊数が少ないと申し上げているわけではないんですが、まだまだ、図書館もできたばかりで、どんどんPRしてくださいというふうに申し上げましたけれども、これから私どもも、図書館ってこんなに楽しいところだよって、いろんなことができますよと、楽しめますよということをどんどん積極的にお話をしていかなければいけないと思うんですが。この数字、貸出利用率とでもいいでしょうか、この数字だけを見ますとまだまだ、2倍3倍、それからもっと増やしていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） 今、議員さんのおっしゃったとおり、貸出、登録が大体1,155件とお答えしています。これは人口からすると大体10%ぐらい、大体9%ぐらいになってしまいますというような状況です。ただ、この内容については、先ほど申しました数字の中に新規に新しく八火図書館ができて、これまでカードを持たれなかった方が大体645人おられます、1,100人の中の半分以上です。これが初年度で645人、それでこれが2年度も645人取ればいいんですけども、なかなか1年目は登録されてということもあるかもしれません。これがなるべく、645人、新規に登録いただく方をもちろん増やしていきながら、これを数を増やしていくと。確かにこの数字がこれでいい数字とは思っていないと思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 図書館が町内にありますメリットといいますと、これは私が日頃感じるんですが、私も書店には週一、二回ぐらいは必ずのぞくようにしまして、いろいろ雑誌をながめたり本を購入したりとかしておりますけれども、書店と違いまして、図書館の場合はいろんな分野の書物に目を通せるわけです。そこにある本は、もうあっち行こうがこっち行こうが、それこそ今ヒットしている何とか賞という本から、それから今話題の地方創生とか、人口が減っていますよと、人口減少問題とか、さらにはこうやって町おこしをしていっていますというような本もたくさん最近準備していただいておりますので、日頃、私たちが議員として当たり前のように知っておかなければならないような常識的なことまでそこで勉強できるということで、大変ありがたく思っております。

それから、日頃、書店ではまず手を出さないだろう、購入もしないだろうというような本についても、そこにあれば借りていけるわけですね、ああ、新刊本で何かおもしろい本が入ったとか、ちょっと新聞に載っているような本があったなとい

うことで、ちょっと例を出すとあれなんです、私が先日借りましたのが書物名が「フランス人は10着しか服を持たない」とかいうのがありまして、まず日頃だったら私が書店から購入したりするということはないと思うんですが、たまたまありましたものでお借りしたところが、大変興味を持てるような内容でありまして、触発されるところがたくさんありました。そういうこともありまして、それをまた何冊も借りてこられるということで、こんなにありがたいことはないと思いながら、日々利用させていただいておるところであります。

それでは、実績はどうなっておりますかということで、ちょっとずれておるかもしれませんが、この中で、例えば何か問題点はこれまでありませんでしたでしょうか。返却の遅れ等がたびたび発生しているとか、そこで事故があったとか、そういうのはございませんですか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） これまで1年弱なんですけれども、1年弱の中に問題点はなかったかということなんですけれども、利用されることに関して問題点、今お話がありました貸し出した本の返却等について遅れとかということにつきましては、若干日にちを忘れられて遅れられる方が本当見受けられるそうです。ただ、その際にももう早期に返却をいただいているということで、そのほかにつきましても利用される方からクレームみたいな問題点についてはないと聞いております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 先ほどのお答えにあったのかとは思いますが、貸出冊数がほぼ2万冊ぐらいということでしたですかね、2月末で。これに対して今後この1年でも、その先の目標でもいいんですが、このくらいぐらいまで貸出数を増やしたいとか、さっきちょっと貸出者の1,155名というのがありましたが、カードの登録者を、これも今年ほどのくらいを目標に広げていきたいとかそういう目標とします数値などありますでしょうか。また、その数値を目標達成するに当たっての方策も考えておりますよということがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） 目標数値の設定ということなんですけれども、貸出者数、貸出冊数等につきましてはの目標数値については、現在定めておらんという状況です。

八火図書館につきましては開館してまだ1年たたん状態ですけれども、その状況を見ながら、これから先、ちょっとその辺についても協議していく必要があるのかなと思っています。まずは、時間があれば、とにかく八火図書館に足を運んでいた

だけるような方策のほうから始めたいと思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河川涼一君。

○1番（河川涼一君） 何回も申し上げておりますが、私は非常にありがたい施設が近いところにできて、歩いて行きましたり、自転車で行きまして、まとめて借りてこられるというのもありまして、大変ありがたく活用させていただいているところなんです、ところが、今あります場所ですね、ここから遠いところに、氷川町も広いといえば広ございますので、こういう方々の利用を広げていくために、例えば移動図書館とか、それかまたご年配の方とか子どもさんが小さければ、なかなか遠くからあそこまで歩いて来てくださいますとか、自転車でお越しくださいということも無理な方々には何か対策とかありますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） 八火図書館、当然図書館としては町内に1カ所しかございません。遠い方も当然、町内の中で遠い方もおられるという形なんです。その中で、今の話の中で移動図書館とか、移動手段として何か考えられんのかということなんですけれども、現在のところは移動図書館等の計画もございませんし、移動手段を八火図書館に来ていただくための移動手段を特別に計画するというところにはなっておりません。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河川涼一君。

○1番（河川涼一君） 突発的なお話をしまして、大変ご迷惑をかけたところじゃないかとは思いますが。移動図書館ということではなくても、各地区の図書館あたりに今ある本を、今回はこの地区に何冊ぐらいちょっと持っていかうとか、この地区にはこういうのをということも含めて何かお考えいただければ、もっともっと読者層というか、広がってくるんじゃないかとは思いますが。そのときにはどういう実務が発生するかというのは、また実務担当者で考えていただくとしまして、要はどんどん本に親しんでいっていただきたいと、やっぱり本を読むことで、こういう楽しみがありますよということをお伝えしていただければと思っております。

次に、私も何回かお願いをしたことがありますが、今、八火図書館においては自分が読みたい本とか借りてみたいという本をリクエストできるというシステムがありまして、何回かお願いしたことがあるんですが、どうでしょう、こちらのほうは現在利用がなっておりますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） 八火図書館のほうに行って、なかなかない本につきま

しては、受付のほうでお申し出いただければご相談して、それから購入させていただくということもできます。ただ、専門書等につきましてはご要望にできないと、これはあくまでも皆さんに共通してこれは読んでいただけるなどというような本についてはそういう形ができるということでご理解願いたいと思います。若干時間がかかりますけれども、そういう形で対応させて、現在も対応させていただいておるとい状況です。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 今お答えになられたところも、広く町民の方にお知らせするために広報誌あたりで、八火図書館ではこういうこともやれますよと、ですから興味がある本とか読みたい本とか図書館に行かれてご相談くださいというようなことを周知していただければと思います。

次に、予約ということでお尋ねをしたいんですが。実は、私には息子が2人おりまして、2人とも今東京に住んでいるわけですが、そこの長男に子どもが2人おりまして、次の次の日曜日だったですか、嫁が孫を2人連れて帰ってくるんですが、ちょうど、もう5年ぐらい毎年この時期に帰ってきます。氷川町大好きな親子なんです。もうこっちに帰ってきましたら、旧八火図書館のときからずっと図書館に行って雑誌を借りてくるとか、幼稚園に入る前は子育て支援センターも利用させていただいたりして、誰それ君と友達になったよとか、誰それ君のママと親しく話してきたよということで、こっちに来るのを非常に楽しみにしております。その嫁とたまに連絡を取り合ったりするんですが、最近、私が読んだ本で何かおもしろかったのがあるかということで尋ねてきたんで、いや、こういうのがあったよって、うちの図書館は新刊本ですぐ借りれたと。で、試しに自分でメールで近くの図書館に、メールというかスマホで予約をしてみたら180何番待ちだったということで、この前、11月ぐらいですか、私が4月ぐらいに連絡したやつが11月ぐらいにやっと借りれたということで、随分うらやましがってました。そういう例もありまして、例えば予約について今申し上げましたように、例えばこういう本は入っていませんかとか、スマホでの予約とか、電話でこういう本はありますかというようなことは現状では難しいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） ただいま本の蔵書につきましては、先ほどちょっと申し上げました図書館のホームページ、一応開設しております。その中から、一般の方でもどうい本があるのかというのは図書館の蔵書の内容を検索、見ていただくことができます。ただ、予約については、今のところまでそこまで構築してござい

ませんので、そこまではできない状態です。

ただ、これから先の状況といたしましては、こういうインターネット世代になっていますので、ここですぐできますというお話ではないんですけれども、検討に入らんといかんのかなと思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、（ア）のほうは終わりました、次、（イ）の図書教育・文化活動などということですが、まず図書館を利用してこういうことができますということで、例えば図書館に行って勉強をする、自習をする、これは今、可能なんですか。ある図書館によっては自習用には使わせないとかそういう図書館もあるとか聞いたこともありますし、またどこかスペースとか部屋とかその部分を使って学習会を開く、何といたしまして、異業種の交流会とかそういったような小さな会議といたしますか、それは可能でしょうか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） それでは、今のご質問で、まず自習関係ですね、図書館内での自習関係につきましてお答えいたします。

館内には多目的室、図書室、閲覧コーナーと、それと閲覧の机が12ぐらいございますけれども、そこでのもちろん館内での読書、閲覧のほか、そこで勉強を自習をされるという方についてもご活用はいただけると、実際活用いただいているという状況です。その中で、先ほどちょっとした会議という形のお話がありましたけれども、児童生徒の学習の場ということと、図書館事業や図書推進の催しにつきましてはご利用いただいているということにしておりますけれども、一般の方の会議等については、これは実は構造上、多目的室が一応間仕切りはできるものの、音あたりは若干漏れるという形になっております、独立した部屋になっておりませんものですから、御遠慮いただいているというような形になっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、関連をしまして子どもさんたちあたりを対象にしてビデオの鑑賞ができるとかそういうのはできませんか。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） ビデオの鑑賞につきましては、子どもの児童コーナーのところの畳のところがございますけれども、そこに実は電源とテレビ関係のアンテナ線も来ています。それと、先ほどの多目的室のほうにも一応準備しております。常設はしておりませんが、例えば催し物等があれば、そちらのほうを使って

ということで、事務所内に一応機材のほうは準備しているという状況です。通常は外しております。館内をテレビとかという形になりますと音もするのかなというところもございますので、常設はいたしておりません。

以上です。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） それでは、この項目の最後の質問になりますが、直接このお尋ねをするのがどうかなという気もするんですが、現在氷川町には議会図書室というのがございません。それで、町民の方が議事録とか、それから議会に関係した広報誌は現在置いてありますけれども、書類をこの八火図書館に常備をして、そしてそこで閲覧をする、そういうことは可能でしょうか。これは事前に通告していないので、お答えできる範囲でどなたかお答えいただければと思いますが。

○議長（永田義昭君） それは議会で一応決めることかもしれません。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） じゃあそのことは議会で、議会内で確認は取れたらそこに置く。あとは係の職員さんを通じて何か申請をしていただけると、その場で閲覧をするようにということで、その規約というか、それをこっちで作ればいいのかということですか、そういうふうに考えて。いや、町民の方から、今日も傍聴も来られましたし、リアルタイムでネットでご視聴の方も今もいらっしゃると思うんですが、なかなか、広報誌は要約をして抜粋をして出していますので、もっとあったやりとりを見れませんかというお話もありまして、それはまた議事録がありますよ、と。議員にも配ってありますけれども、なかなか私たちも、これを見てください、見てくださいということで日頃お出しするわけじゃありませんので、じゃあ、ここを常備してあれば、より町民の方が開かれた情報を取得できるということで。じゃあ今後、議会でこれは検討するということで。はい、わかりました。

○議長（永田義昭君） 議運で相談してから一応常備するとかは決めたいと思います。

○1番（河口涼一君） では、私の質問は終わりますが、教育長並びに町長、ご所見が
おありならばお願いします。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） すみません、ずっと風邪を引いておりまして、やっと治りましたけれども、まだのどがもぞもぞして、変な声がますます変なことになっておりまして大変申し訳ないと思っております。

ただいま八火図書館の利用状況についてエールを送っていただきまして、そしてさらに充実させていかなければならないなとそのように思ったところであります。ただいま各種のご質問内容につきましては課長からお答えをしたとおりでありますけれども、新しい八火図書館のオープン以来、本当にこの1年間で本に親しむため

に貸出冊数が大きく伸びたということについては私もとてもありがたく、うれしく思っているところであります。特に、これだけ2倍に増えたというのは、これまでの八火図書館と比較して本当に広々としたスペース、空間の中で落ち着いて明るい雰囲気の中でゆっくり閲覧をして本を読める、そういう図書環境が整備されたことが大きな要因かなと思います。

加えて、やはり振興局が隣にありますもんですから、来庁された方々にも身近な存在になって倍増したのかなと今思っているところであります。その上で、今日は状況等、利用状況等、今後どう利用していきたいのかという、充実させたいのかというようなご質問の趣旨であったと思いますが、私は常に八火図書館の充実の目的意識を、まず持ってしっかり充実のための意識を持って取り組んでまいりたいな思っております。

子どもたちにとりましては本当に読書は心の豊かな成長のよりどころといえますか、栄養素ということにもなっております。そして、大人にとりましても良書に触れるということは人生を学ぶ機会でもありますし、ときには先人の言葉あるいは教えが私たちの人生を左右してくれる、導いてくれるということでもあります。さらには興味・関心、そういう本に親しむということは本当に豊かな人生を導いてくれるとそう思う思っています。そうした意味で町民の文化の向上や、潤いのある豊かな生活を支えてくれる図書館にしなければならないと思っております。

それで、ただいま申し上げたことを踏まえて、今後本町の中核的役割を担う八火図書館に育てていきたいと思っております。まずは一番大切なことだと思うんですけども、町の文化の拠点として、町民が集い、賑わいを保つ八火図書館にするための環境づくりに努力したいと思っております。例えていけば、町民の皆さんが散歩がてらにちょっと図書館に寄りましたとか、ドライブでこっちの方面に来ましたけれども、ちょっと図書館を覗いてみたというようなこととか、ホッとくつろぐような、そのようなよりよい図書館に育てていければいいなと思っております。

大事な視点として、先ほどもお話ありましたけれども、私はまずは借りたい本、それから読みたい本をしっかりニーズをつかむというか、ニーズをこちらのほうでしっかりつかんだ上で提供していく、そのための情報をしっかり寄せていくということが図書館としてはそういう努力が大切かなと思っております。

それから、やはり蔵書を増やしていくということは、これはもう、今は大体2万5,000冊ということを課長が申し上げました。目標を4万冊ということで今取り組んでおりますが、これを着実に増やしていくということもそのニーズに応じていくということにつながるのかなと思っております。

それから、いろんな取り組みがあるというふうに思いますけれども、実は県の教

育委員会と連携をしていくことも大事なかなと思いましたが、昨年度から肥後っ子いきいきアドバイザー事業の活用というのが昨春から始まっておりまして、中身は図書コーナーのレイアウト、イベントの提案、文化活動のイベントの提案とか、それから読み聞かせのスキルアップの提案を県立図書館と連携して、そういうものをアドバイスしてくれるというような事業が入ってきておりますので、その辺も図書館長さんあたりと相談しながらちょっと取り組んでみたらどうかなと思っております。

それから、もう1つ、この八火図書館の充実で大事なことは、私は光永八火先生の八火コーナーができましたけれども、このコーナーを充実させていくということも課せられた使命かなと思っております。業績を、町民の皆さんへ啓発していくということが大事だと思っております。特に本町の未来を担う子どもたちには、先人の生き方を学ぶ機会にさせていきたいなと思っております。課題は、先ほど言われましたのが固定をしないといいますか、10%に満たない数字がというようなお話があったんですけども、借りる人が限定しない方策といいますか、そういうのもしっかり工夫していかなければならないかなと思われました。新規に読書に親しむ人の開拓を進めなければならぬと思われました。それは本当に、先ほどもお話がありました、広報誌でPRをしたりとかいろんな形でやっていけるのかなと、文化的な活動・イベントも工夫しなければならぬと思われました。

今、先ほどは文学散歩とか、あるいは八火図書館まつりとかいう説明をいたしました、加えて2年に一度、八火図書館協議会で先進地図書館あたりを研修しております。そういうものが協議会の皆さん方で、また図書館に助言として反映される、もう既に2年に一度そういう助言もいただいておりますので、そういうところからも親しむ人をたくさん増やしていければいいなと思っております。

いろいろ話しました。イベントもしっかりと検討して支えていきたいと思っておりますが、とにかく私は特効薬というのはなかなかないのかなと思っております。地道にニーズをつかむ、そしてイベントを続けていく、そして親しみやすい図書館にしていくということの努力が大切かなと思っておりますので、精一杯、町が誇れるような八火図書館にしていきたいなと思っております。どうぞご支援よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 町長の所見もということでお求めになりましたので、少しお答えをさせていただきたいと思っております。

八火図書館につきましては昨年の4月に新築オープンをさせていただきました。私はあまり旧宮原とか旧竜北とかという表現は全く嫌いなのでございますが、氷川町全体で考えていきたいと思っておりますけれども、江寄議員の言葉をお借りしますならば、八火図書館の老朽化は合併前からの大きな課題でございまして、どうにかせんとということがずっと課題であったかなと思っております。合併ちょうど10周年という節目の年に新しい八火図書館を開館できたことは本当によかったなと思っております、1つの宿題がひとつ済んだのかなという思いでございまして、このことにつきましては旧宮原町時代からの議員さん、あるいはお亡くなりになりました平岡町長あたりも喜んでいただいているのかなという思いでございます。

その上で、これからの活用その他につきまして、今、教育長なり担当課長が申し上げましたとおりでございまして、大いに図書館としてのその役割を果たしていただくような活動を展開していただきたいなということでございます。一方で、ハブ図書館ということでこの図書館を整備しました。じゃあハブ図書館の役割って何なんだということはこの前ちょっと教育委員会のほうにも投げかけたところでございまして、まだオープンして1年でございますのでそういった効果は出ていないと思っておりますが、やはり広く、ここを拠点として図書館活動を広げていくんだということでリニューアルしたわけでございますので、それをやっぱり具体的な取り組みを進めていく必要があるのかなと思っております、先ほど移動図書館の話もされました、私も職員時代に教育委員会に勤務をいたしましたときに、その当時は移動図書館をやっておりますし事例発表もしたことがあるんですけども、その時代はそれが必要であった。しかし、今の時代に本当にそれが必要なのかというのは当然また整理をされるでしょうし、あそこに皆さん方が行ってしっかりと活用いただくという、その方向に力を入れるというのも一考であろうと思っております。

いずれにいたしましても、やはりその活用といいますのをしっかり活用していただかなきゃならん。一方、文化活動というところになりますと、文化センターあるいは公民館、この2つがあるわけございまして、それとの関わりをどうしていくのかと、八火図書館ですべての文化活動をやってしまうということは多分できない話でございまして、そのあたりの取り合い、あるいは先ほども少しお話がありましたが、今後公共施設をどう管理運営していくのか、これは大きな私どもの課題でございまして、2町で合併をいたしまして、同じ施設が2つずつすべてあるわけでございます。それをずっとそのまま営々と使っていくのかということにつきましても、やはり整理をする時期にきているというふうに思っております、先ほど少し福祉センターの話も江寄議員さんからのほうからありましたけれども、明日その背景というのは所信表明で述べさせていただきたいと思っておりますが、やはりそう

いった整理をしながら、あるいはより活動がしやすい環境を作っていくというのも私たちの大きな仕事でありますので、これからも新しいのができたからいいじゃないかということじゃなくて、それをどう利活用していくかということが教育委員会と一緒にありまして考えていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 先ほど個人的なお話をしましたが、次の次の日曜日に私の孫たちが帰ってきますが、一番氷川町に帰省をして一番行きたいところは八火図書館だと言っていますので、来たその日に図書館に連れていこうかと考えております。先ほども申しましたけど、自慢の施設でありますし、私たちはこれを大いに誇っている施設だと思っています。ぜひ、また今後の利活用を一緒に考えていければと思います。終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、河口涼一君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どうもお疲れでした。

-----○-----

散会 午後3時30分